

信用補完制度のあり方に関するとりまとめ

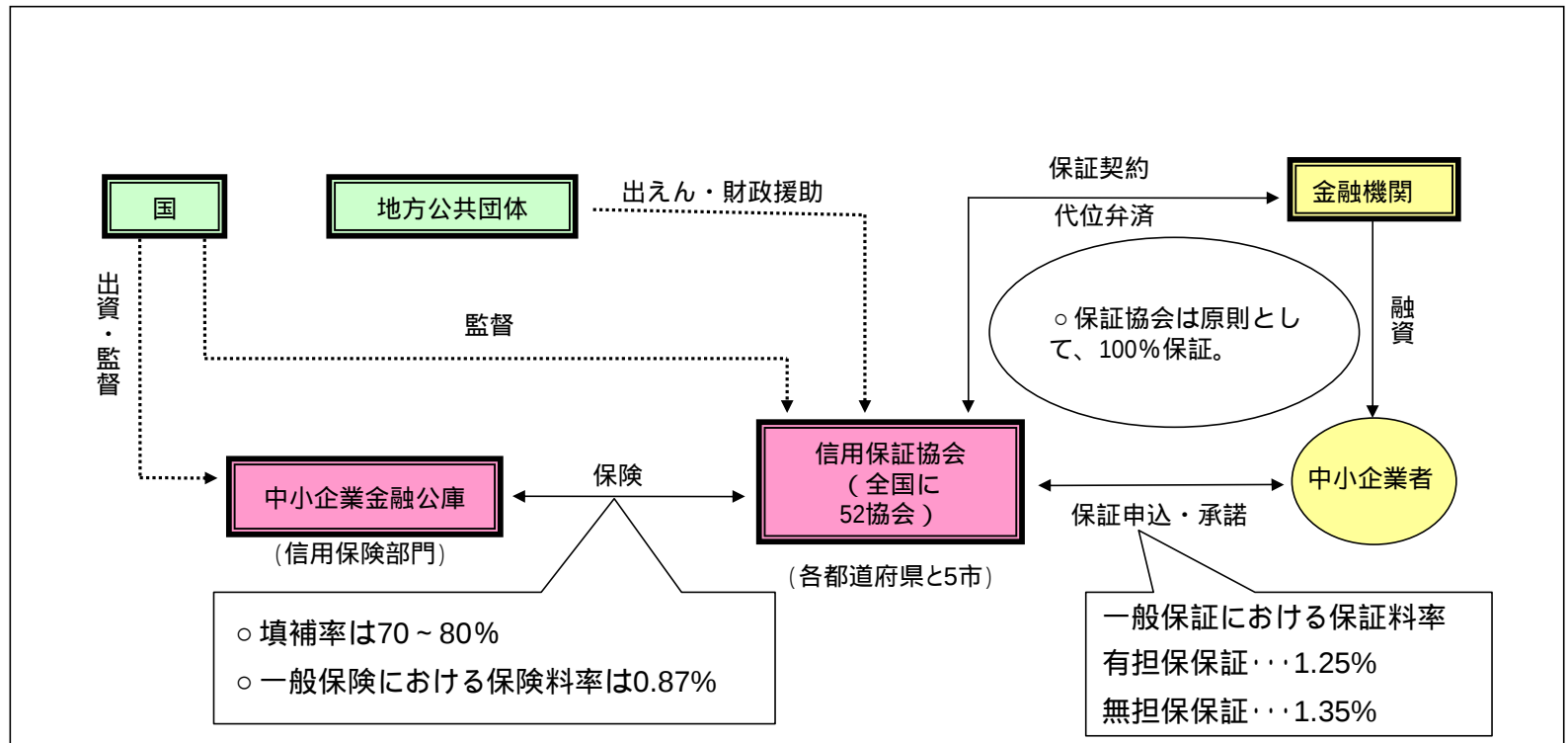
～ 参考資料集 ～

(目次)

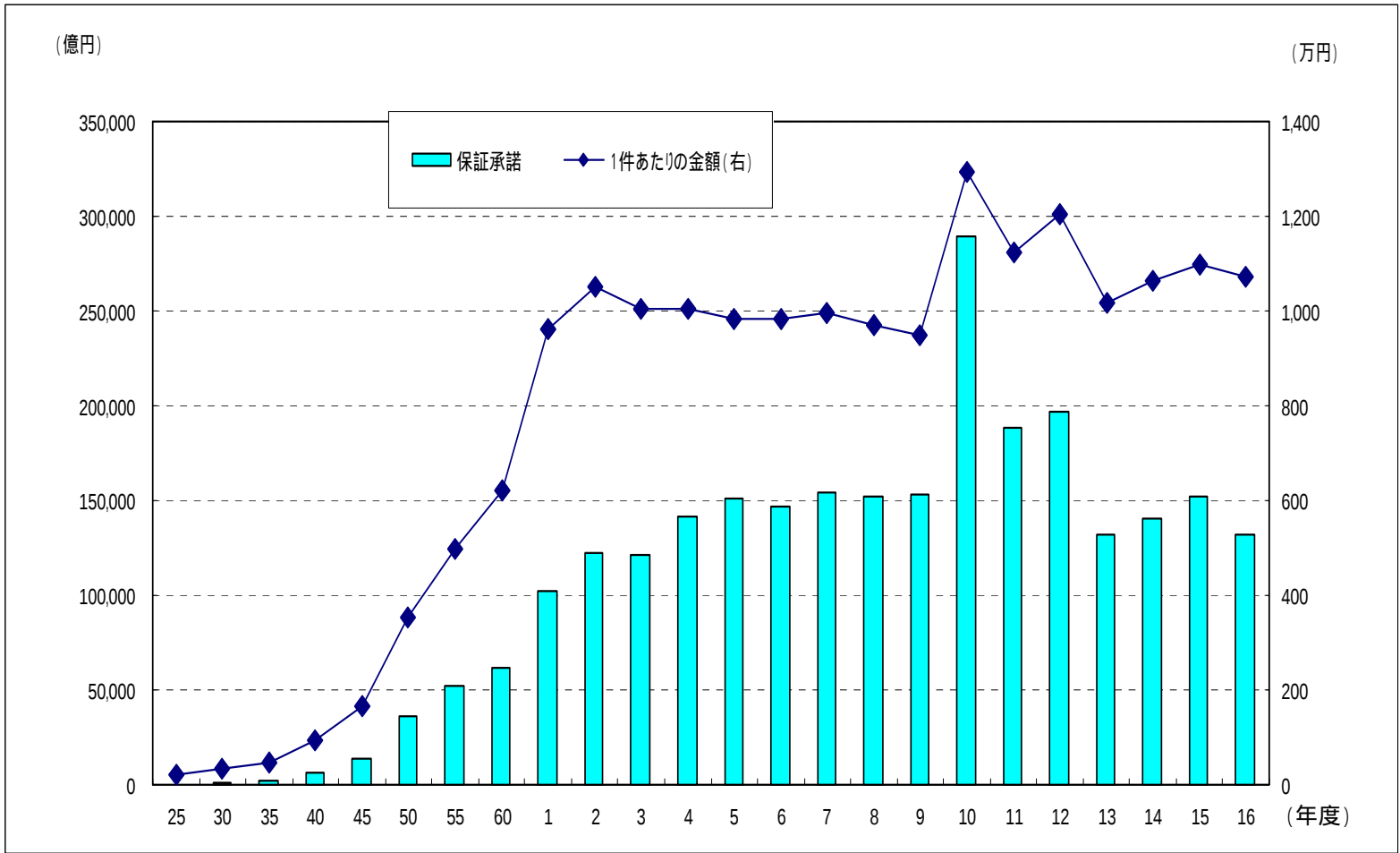
・補完制度の仕組み	3	・保険料収納、回収金納付、保険金支払の推移	24
・保証承諾の長期推移	4	・保険収支の推移と国の関与	25
・代位弁済率・回収率の長期推移	5	・保証料と保険料について	26
・保証制度の利用状況	6	・基本保証料率と保険料率の推移	27
・保証債務残高の推移	7	・保険限度額の推移	28
・保証承諾額の推移	8	・国及び地公体の財政援助の推移	29
・企業浸透率の推移	9	・主要な保証制度	30
・資本金別保険引受状況の推移	10	・各協会の地公体の制度融資数	31
・従業員規模別保険引受状況の推移	11	・地公体融資制度に係る貸付利率について	33
・無担保保証承諾構成比の推移	12	・代位弁済率の高い地公体制度融資	35
・無担保保証にて第三者保証人を徴求している割合	13	・保証料率等の低い地公体制度融資	36
・代位弁済率・回収率の推移	14	・売掛債権担保融資保証制度の実績	37
・代位弁済率・回収率の推移(金融安定化除く)	15	・中小企業向け貸付債権の証券化実績	38
・信用補完制度に関する収支状況	16	・保証協会の再生支援への取り組み状況	39
・各保証協会の状況	17	・再生支援体制イメージ図	40
・各保証協会の代位弁済率	19	・求償権の件数と職員一人当たりの求償権件数	41
・保証協会の基金等の推移	21	・一人当たり求償権件数	42
・保証協会の保険収支の状況	22	・求償権金額一人当たり金額	43
・求償権残高と回収額の推移	23	・保証協会サビサーについて	44

・協会と協会サービサーの回収比較	・	・	45
・協会求償権に占めるサービサー回収委託の割合			46
・借入金に対する信用保証付借入の割合	・		47
・適切な責任分担を図るための手法と検証点	・		48
・保証付融資の金利水準	・		49
・金融機関群別保証承諾額シェア	・		50
・金融機関群別保証債務残高シェア	・		51
・金融機関群別代位弁済額シェア	・		52
・金融機関群別代位弁済率の推移	・		53
・リスク審査モデルの活用	・		54
・諸外国の保証制度	・		55
・保証協会の中期業務計画について	・	・	57

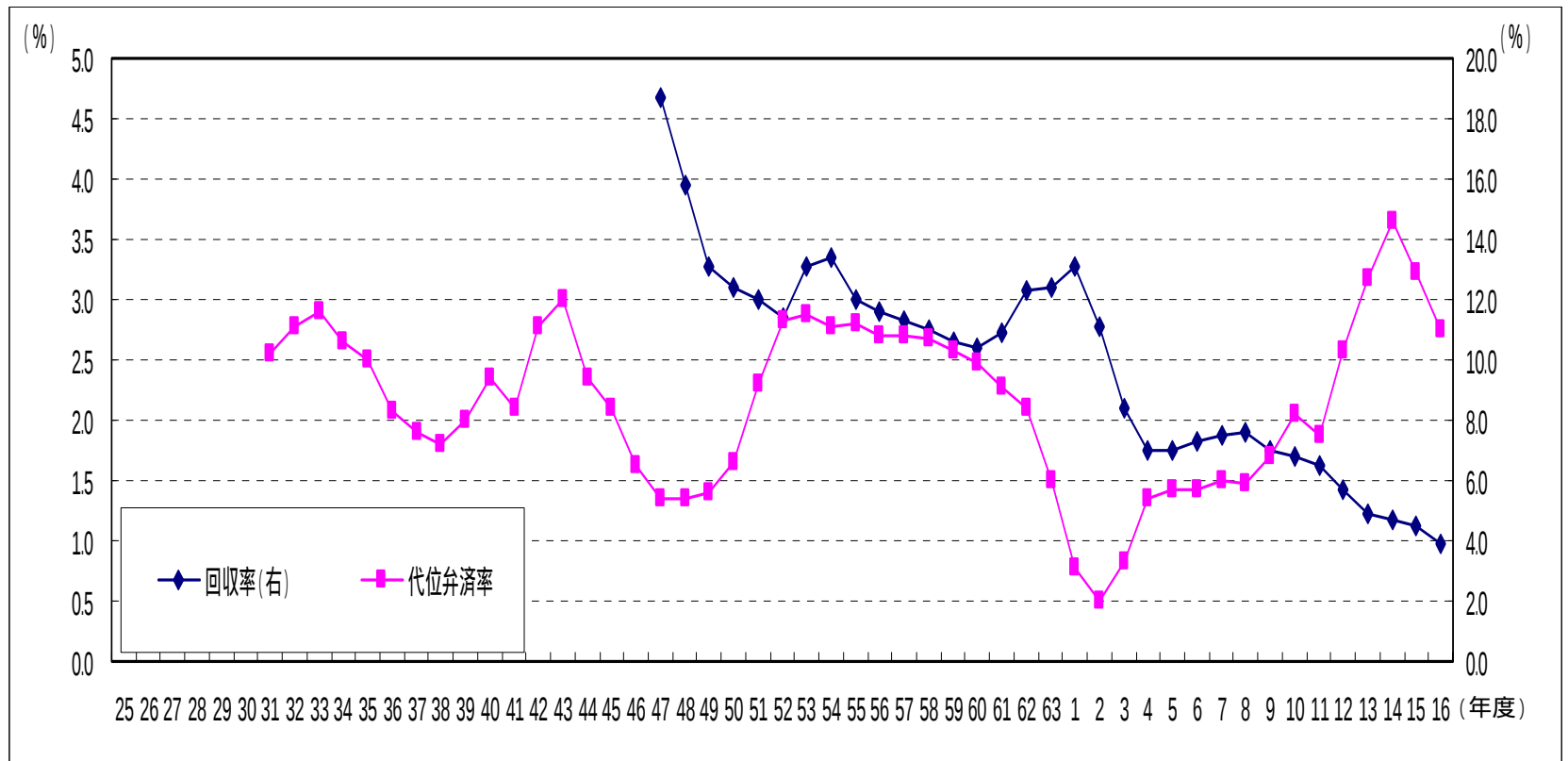
信用補完制度の仕組み



保証承諾の長期推移



代位弁済率・回収率の長期推移

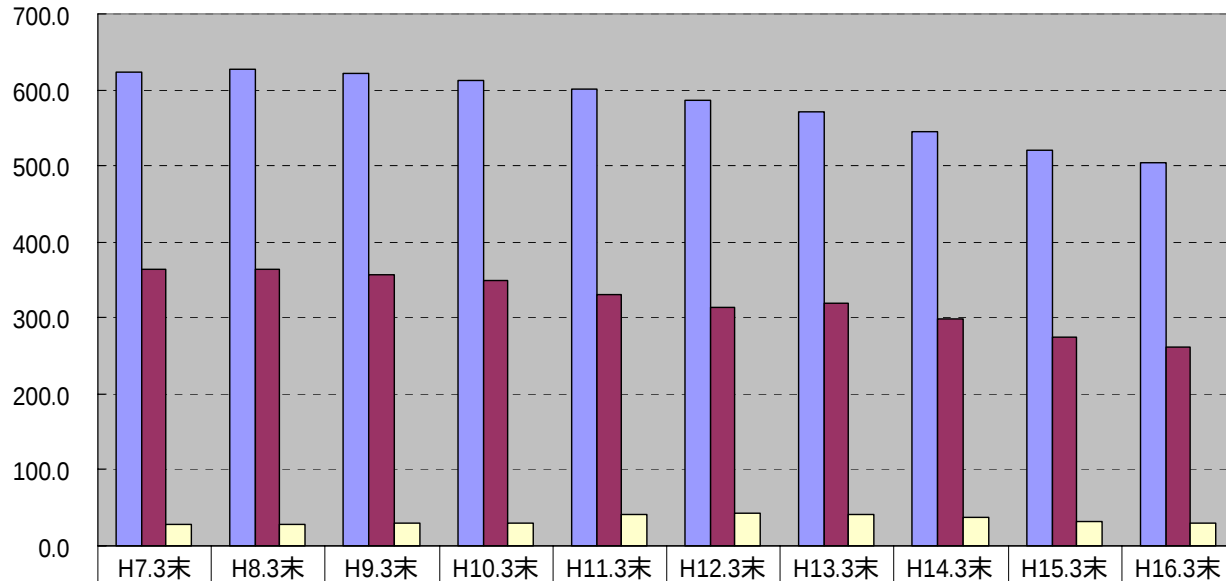


(注) 代位弁済率 = 代位弁済額 ÷ 保証債務平均残高 出所: 全国信用保証協会連合会資料により中小企業庁が作成
 回収率 = 実際回収 ÷ (期首の求償権残高 + 期中の代位弁済額)

保証制度の利用状況

金融機関の総貸出残高、中小企業向け貸出残高

(兆円)



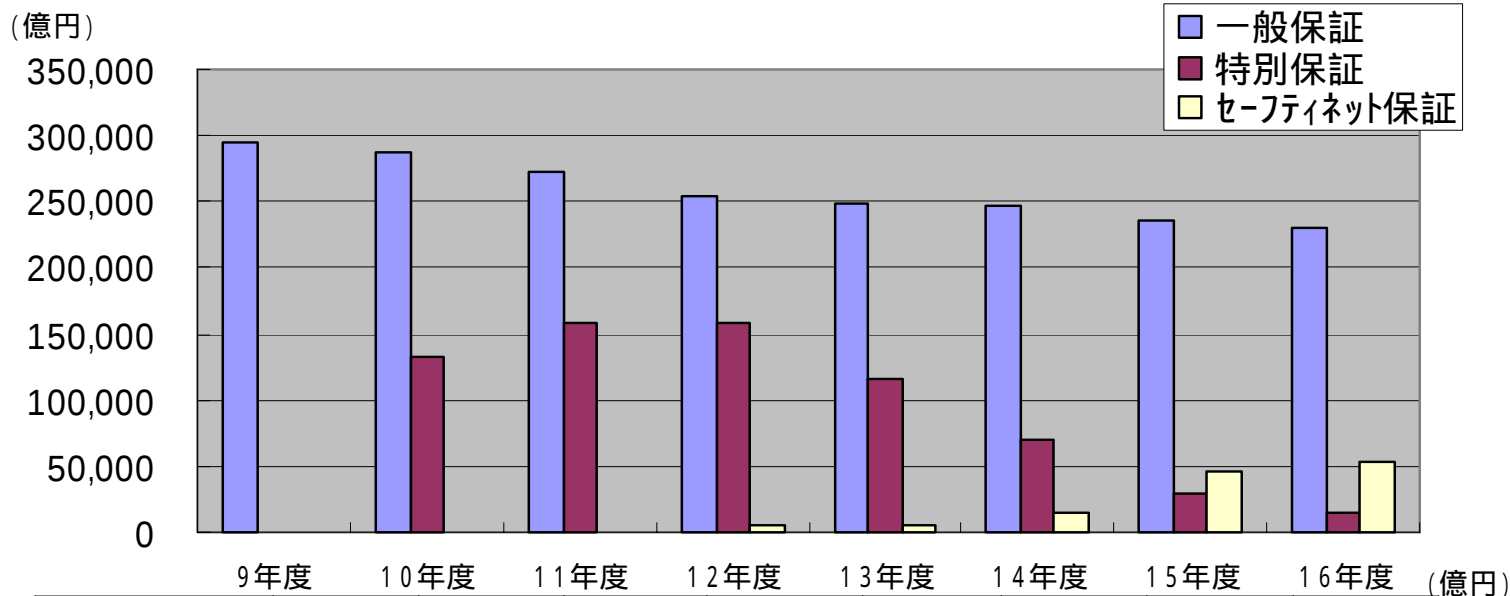
■ 総貸出	H7.3末	H8.3末	H9.3末	H10.3末	H11.3末	H12.3末	H13.3末	H14.3末	H15.3末	H16.3末
■ 中小企業向け	624.1	627.3	620.9	613.0	601.2	586.3	571.4	545.9	520.2	503.1
■ 保証債務	363.9	363.3	357.4	348.4	329.9	314.0	320.0	297.8	274.0	260.9
	27.5	28.6	29.2	29.6	42.0	43.0	41.2	36.6	32.6	29.7

(注)保証債務については、特定社債保証分及び中堅企業特別保証分を含まない。

出所：中小企業金融公庫資料より中小企業庁が作成

保証債務残高の推移

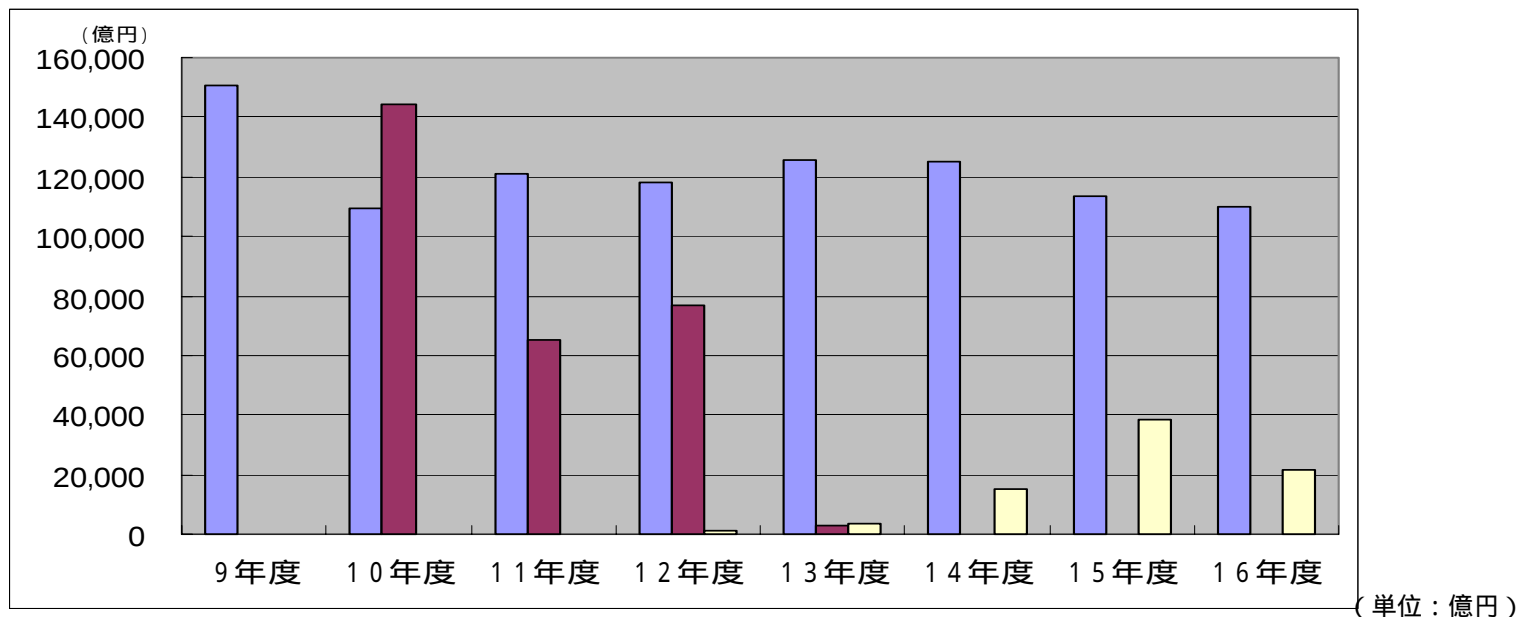
- ・ 一般保証分の保証債務残高は減少傾向にあるものの、セーフティネット保証の拡充策の実施に伴い、その保証債務残高は増加傾向にある。
- ・ 平成13年3月末に終了した特別保証の残高は、約2.3兆円までに減少している。



セーフティネット保証の残高は、12年度から集計を開始。 特別保証の15年度及び16年度には、同額借換分を含む。 出所：全国保証協会連合会資料より中小企業庁が作成

保証承諾額の推移

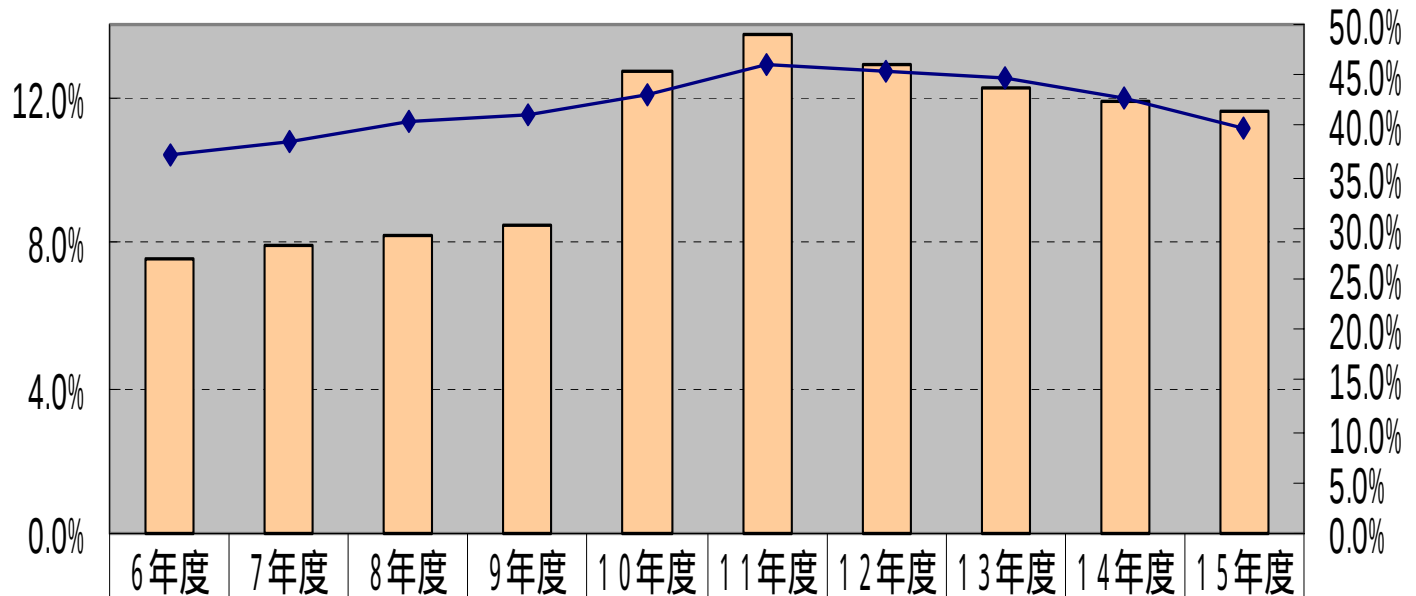
平成10年からの金融危機の影響を受けて、保証承諾額は一時的に急増したものの、現在では、危機以前の水準に戻りつつある。



出所：全国信用保証協会連合会資料により中小企業庁が作成

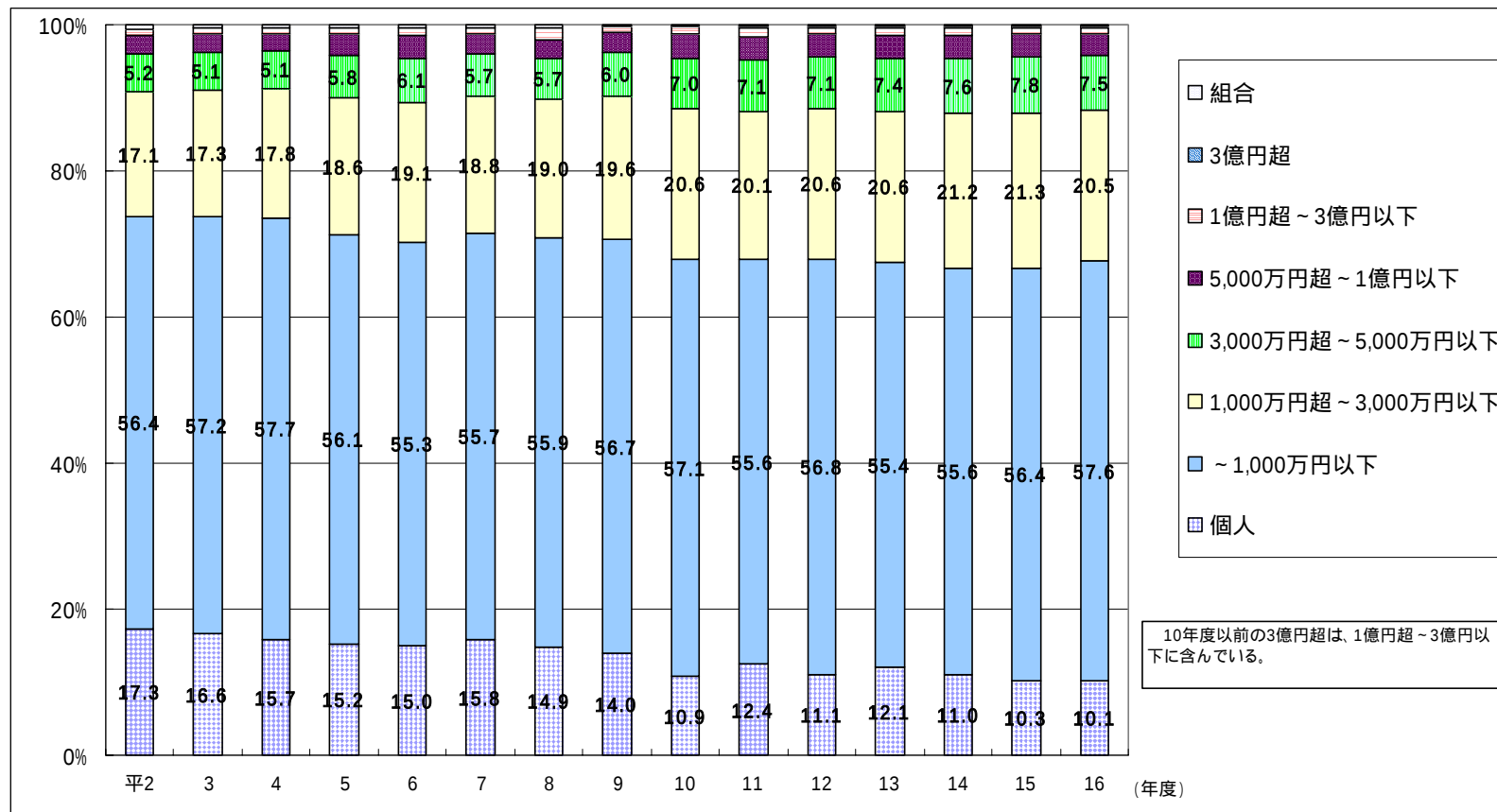
企業浸透率の推移

企業浸透率については、平成10年からの金融危機のピーク時の水準よりは低下しているものの、依然として、金融危機以前よりも高い水準にある。



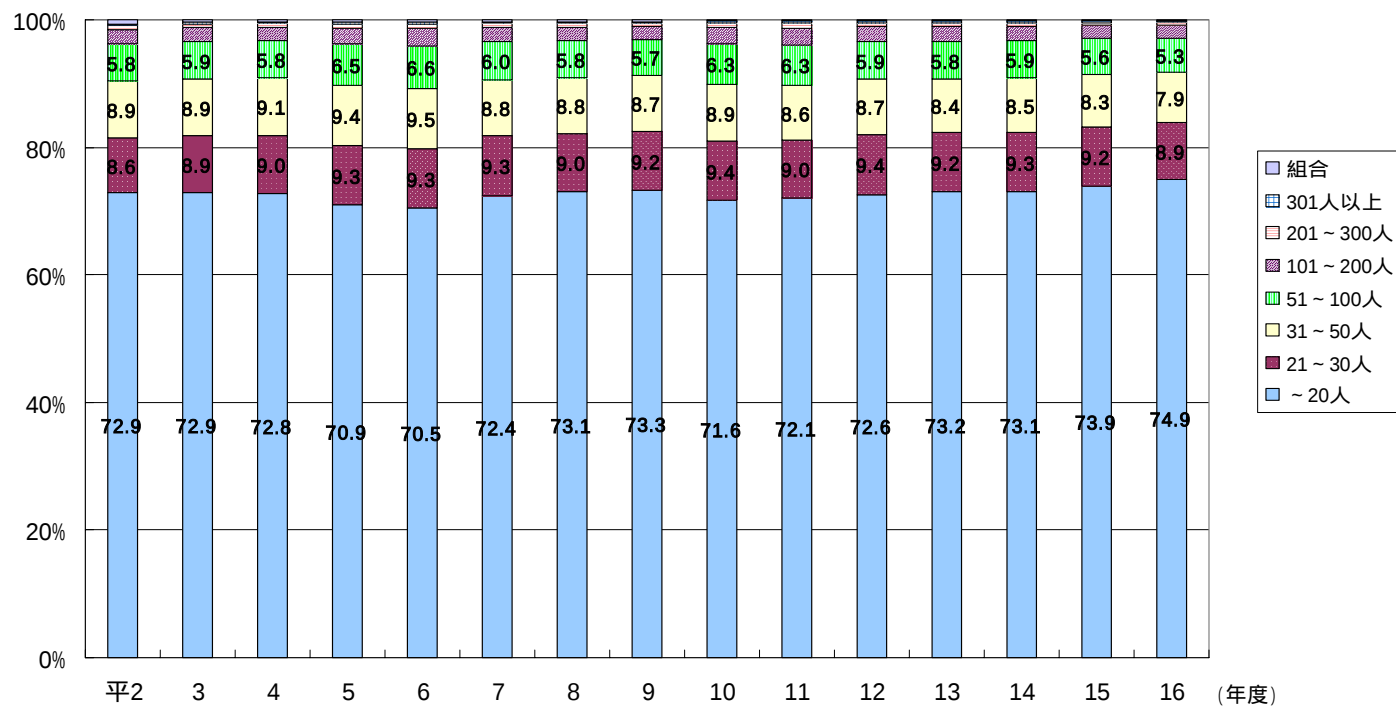
出所：全国信用保証協会連合会資料により中小企業庁が作成

資本金別保険引受状況の推移



出所：中小企業金融公庫資料から中小企業庁が作成

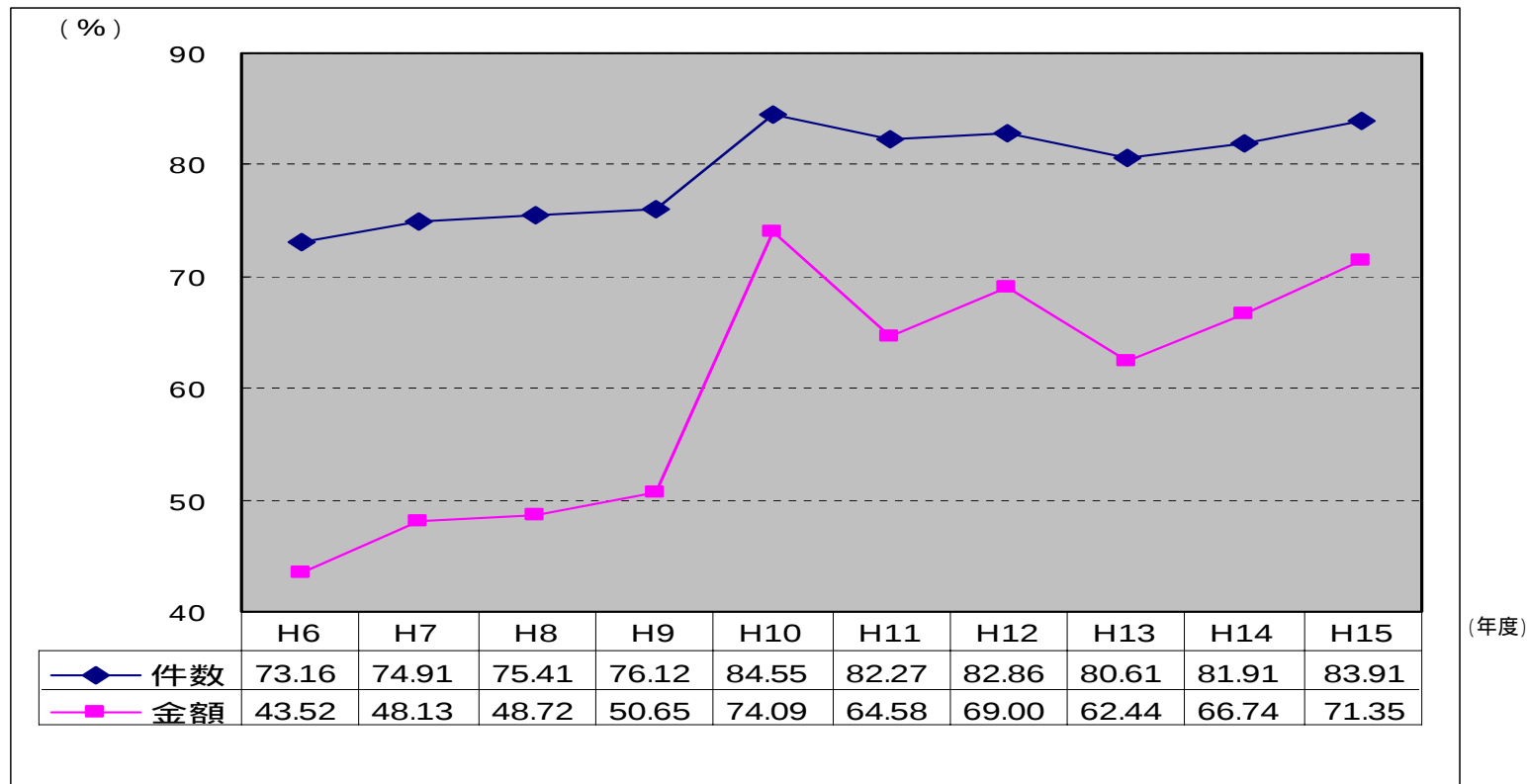
従業員規模別保険引受状況の推移



出所: 中小企業金融公庫資料から中小企業庁が作成

無担保保証承諾構成比の推移

無担保保証は、平成10年の特別保証の実施、平成12年の無担保保険枠の拡大により、件数も金額も10年間で大幅に増加。件数ベースでは80%超、金額ベースでも70%超が無担保となっている。



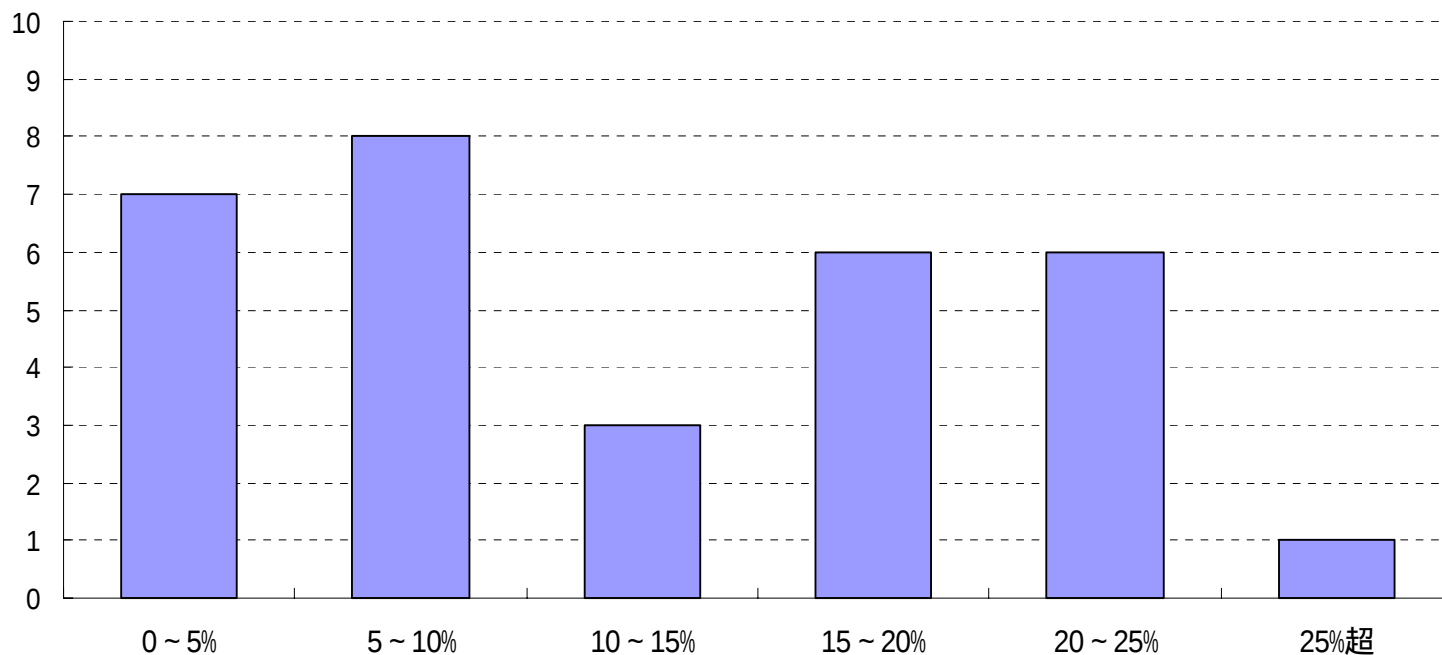
出所：全国信用保証協会連合会資料により中小企業庁が作成

無担保保証にて第三者保証人を徴求している割合

(平成15年度 31協会のデータ、保証承諾額の約2 / 3)
(金額にして2 / 3の保証協会のデータ)

(協会数)

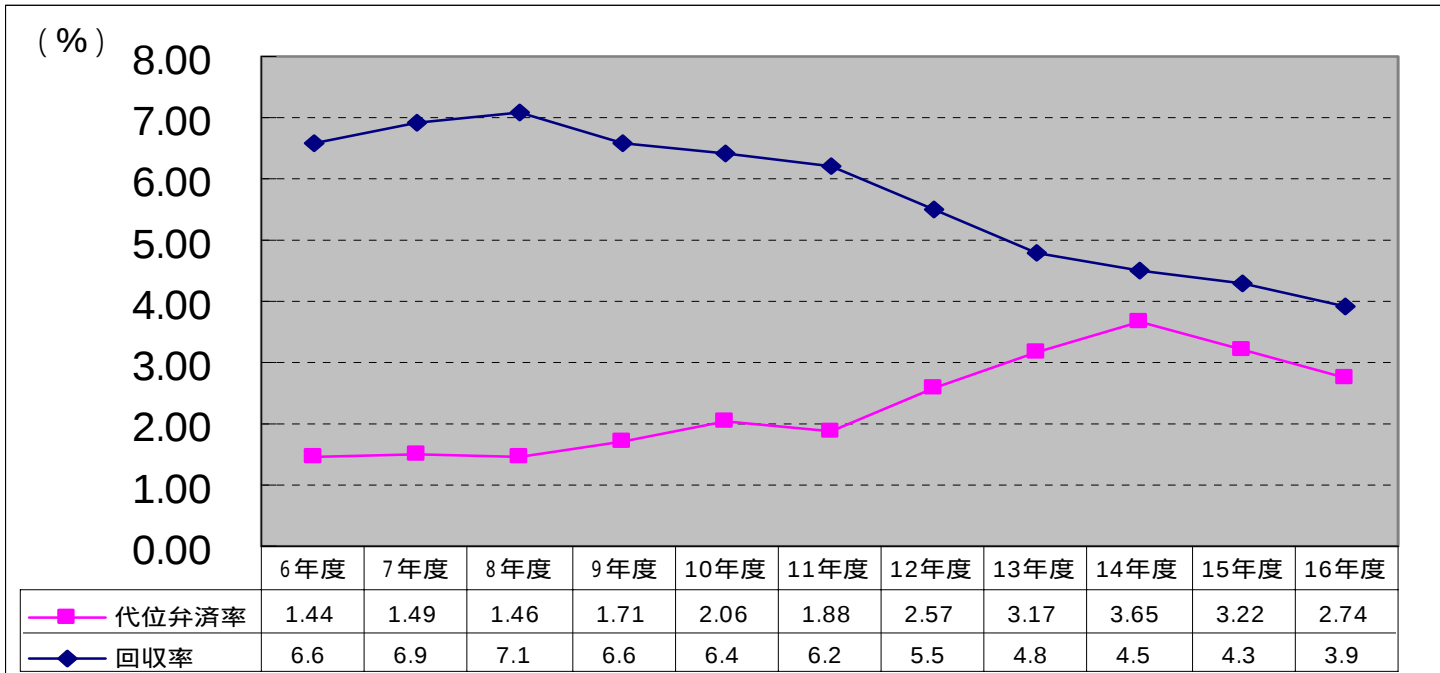
平均10.8%



出所:信用保証協会向けアンケート調査から中小企業庁が作成。

代位弁済率・回収率の推移

金融危機の前後で、代位弁済率は約2倍に増加し、回収率は無担保保証の増加により、2/3以下へ減少している。

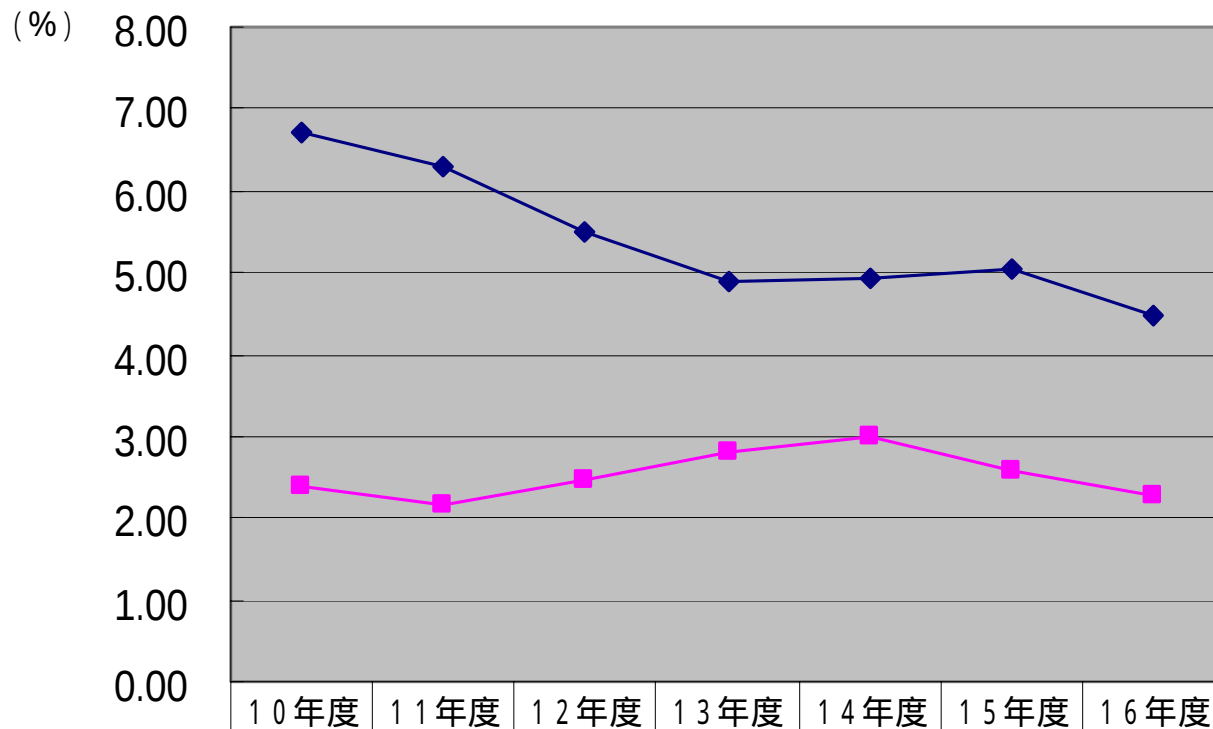


代位弁済率 = 代位弁済額 ÷ 保証債務平均残高

回収率 = 実際回収 ÷ (期首の求償権残高 + 期中の代位弁済額)

出所: 全国信用保証協会連合会資料により中小企業庁が作成

代位弁済率・回収率の推移(金融安定化除く)



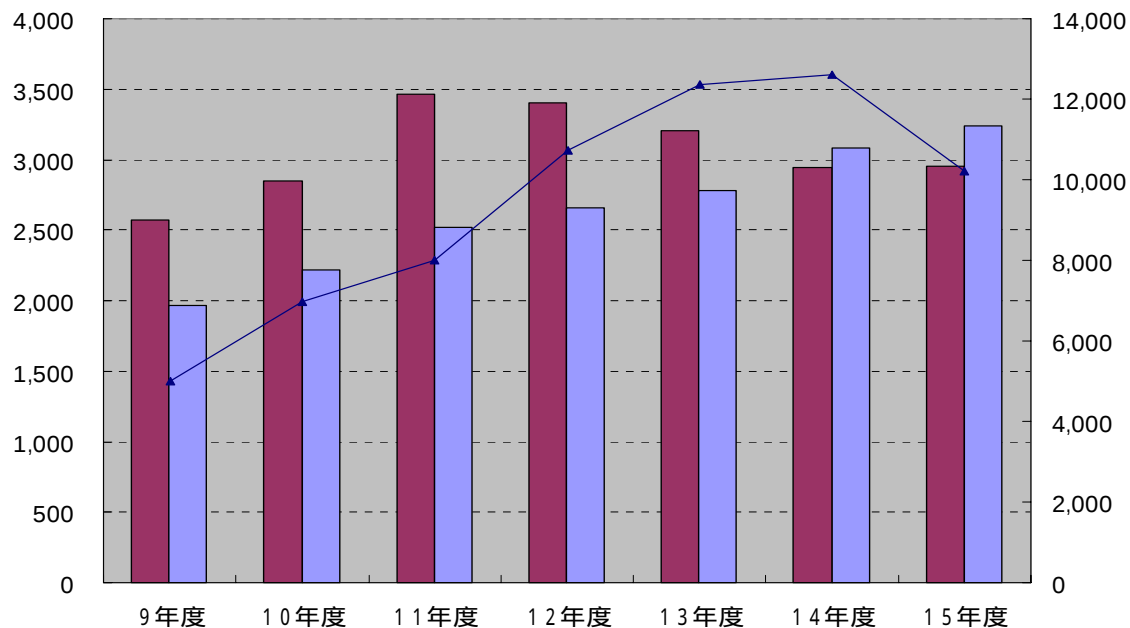
出所: 全国信用保証協会連合会資料により中小企業庁が作成。平成16年度は数値は速報値による

信用補完制度に関する収支状況

信用補完制度の事業収支は、平成14年度まで赤字幅が拡大し続けた。平成15年度は赤字幅が縮小したものの、▲4,030億円の赤字となっており、大幅な赤字構造となっている（これに加えて保険部門・協会の事務費が900億円程度あり）。これには、事故率の漸増、回収率の低下という構造的要因が根底にある。

(単位: 億円)

保証料、回収額、代位弁済額の推移



(単位: 億円)

	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度
■ 保証料	2,571	2,846	3,462	3,405	3,204	2,945	2,952
■ 回収額	1,964	2,218	2,516	2,662	2,779	3,085	3,235
▲ 代位弁済額	4,987	6,983	8,010	10,733	12,350	12,604	10,217
収支差額	▲ 452	▲ 1,919	▲ 2,032	▲ 4,666	▲ 6,367	▲ 6,574	▲ 4,030

各保証協会の状況

(平成15年度)

(単位: 億円)

番号	協会名	保証承諾額	保証債務 残高	浸透率	代位弁済率	回収率	保険負担(注)	収支差額(注) (A)	地公体からの 支援(注)(B)	実質収支 (A) - (B)
1	北海道	4,170	6,567	28.9%	2.2%	5.0%	▲ 32	11.4	9.5	2.0
2	青森	1,901	3,933	30.1%	3.1%	4.1%	▲ 58	▲ 2.4	0.0	▲ 2.4
3	岩手	1,233	2,786	34.9%	1.7%	4.7%	▲ 11	0.3	0.6	▲ 0.2
4	宮城	1,979	3,473	27.4%	3.4%	3.8%	▲ 54	0.2	3.1	▲ 2.9
5	秋田	1,017	1,913	29.3%	2.1%	4.2%	▲ 16	0.1	1.5	▲ 1.4
6	山形	1,450	3,473	38.5%	1.4%	5.3%	▲ 10	0.3	0.0	0.3
7	福島	1,744	2,717	22.6%	2.6%	4.4%	▲ 28	▲ 5.9	0.1	▲ 6.0
8	新潟	2,441	5,198	30.7%	2.5%	4.2%	▲ 51	2.8	5.8	▲ 3.0
9	茨城	4,027	6,610	42.5%	3.2%	4.1%	▲ 94	0.4	3.2	▲ 2.8
10	栃木	2,916	4,616	33.0%	2.2%	3.6%	▲ 30	▲ 3.0	0.8	▲ 3.8
11	群馬	3,512	6,104	39.5%	3.2%	3.0%	▲ 92	▲ 3.4	4.7	▲ 8.0
12	埼玉	5,900	12,220	34.3%	3.3%	4.2%	▲ 173	7.5	17.3	▲ 9.6
13	千葉	5,943	8,316	32.0%	4.1%	3.8%	▲ 174	▲ 6.2	8.8	▲ 14.2
14	東京	17,036	45,829	50.3%	3.7%	4.8%	▲ 880	76.8	120.2	▲ 43.3
15	神奈川	4,814	10,827	29.6%	3.8%	4.2%	▲ 203	0.3	0.2	0.0
16	横浜市	2,270	5,234		3.4%	3.4%	▲ 86	0.1	2.7	▲ 2.6
17	川崎市	869	2,040		3.1%	3.6%	▲ 28	1.4	0.0	1.4
18	山梨	1,200	2,284		4.1%	4.8%	▲ 43	▲ 2.1	1.5	▲ 3.5
19	長野	3,479	6,171	40.2%	2.3%	4.0%	▲ 52	▲ 0.2	0.0	▲ 0.2
20	静岡	7,737	16,738	43.9%	2.2%	6.4%	▲ 132	15.2	1.9	13.3

(注)・上記表の数値については、暫定的なもの(現在精査中)。

- ・「保険負担」とは、保険収支への依存度であり、支払保険料 + 回収納付金 - 受取保険金にて算出。
- ・「収支差額」とは、協会の決算書上の数値で、概ね 保証料 + 預金・有価証券運用益 - 業務費 - 支払保険料 + 償却求償権回収金 - 求償権償却 + 安定化基金取崩額によって算出。
- ・「地公体からの支援」とは、代位弁済等による損失や業務費を補うために行う財政支援額の合計。
- ・端数については、四捨五入表示しているため、表示数値と計算上の数値が異なる箇所がある。

出所: 全国信用保証協会連合会作成資料より中小企業庁が作成

(単位:億円)

番号	協会名	保証承諾額	保証債務 残高	浸透率 (%)	代位弁済率 (%)	回収率 (%)	保険負担(注)	収支差額(注) (A)	地公体からの 支援(注)(B)	実質収支 (A)-(B)
21	愛知	10,514	18,333	40.9%	2.2%	5.8%	▲ 127	8.0	2.3	5.7
22	名古屋市	3,404	6,592	35.0%	3.3%	5.0%	▲ 83	▲ 4.5	0.7	▲ 5.2
23	岐阜県	2,362	4,961		2.2%	4.6%	▲ 38	▲ 0.8	1.5	▲ 2.3
24	岐阜市	556	972	30.7%	2.3%	5.1%	▲ 9	0.0	0.0	0.0
25	三重	2,449	4,437		3.1%	4.4%	▲ 74	0.2	0.0	0.2
26	富山	1,509	3,029	39.6%	2.0%	4.1%	▲ 20	1.6	1.6	▲ 0.1
27	石川	2,010	4,219	36.5%	2.8%	4.2%	▲ 48	0.4	3.5	0.3
28	福井	1,343	3,168	33.1%	2.3%	4.1%	▲ 35	0.2	0.3	▲ 0.0
29	滋賀	1,476	3,028	47.5%	1.8%	7.4%	▲ 15	4.0	2.4	1.6
30	京都	4,888	7,921	37.9%	2.5%	7.2%	▲ 35	17.7	4.9	12.9
31	大阪府	9,741	24,443	34.1%	5.4%	3.4%	▲ 707	▲ 52.2	41.7	▲ 93.8
32	大阪市	2,427	7,060	41.9%	6.0%	3.9%	▲ 178	▲ 37.4	116.4	▲ 153.8
33	兵庫	5,517	13,623		4.1%	4.3%	▲ 259	▲ 8.8	18.6	▲ 27.4
34	奈良	1,735	3,035	49.8%	2.4%	7.0%	▲ 24	0.2	0.6	▲ 0.4
35	和歌山	1,498	3,003	40.1%	2.8%	6.9%	▲ 23	▲ 1.6	1.1	▲ 2.7
36	鳥取	776	1,652	44.6%	2.6%	5.8%	▲ 17	0.4	0.2	0.2
37	島根	806	2,000	38.8%	1.5%	9.4%	▲ 1	1.6	1.8	▲ 0.2
38	岡山	1,866	3,440	35.0%	1.5%	6.0%	▲ 2	3.3	1.1	2.2
39	広島	3,097	5,173	38.8%	2.9%	6.2%	▲ 50	0.4	2.2	▲ 1.8
40	山口	1,426	2,991	33.8%	3.0%	5.9%	▲ 37	3.7	1.8	1.9
41	香川	1,097	1,628	30.9%	2.1%	4.2%	▲ 4	▲ 1.3	0.0	▲ 1.3
42	徳島	805	1,587	36.3%	2.9%	6.8%	▲ 14	▲ 3.8	0.0	▲ 3.8
43	高知	714	1,497	31.8%	2.2%	5.3%	▲ 9	0.7	0.1	0.7
44	愛媛	1,260	2,166	30.6%	1.6%	5.2%	▲ 5	1.6	0.0	1.6
45	福岡	5,346	10,470	46.4%	2.9%	5.2%	▲ 136	8.8	9.4	▲ 0.7
46	佐賀	632	1,406	47.7%	4.6%	3.2%	▲ 37	▲ 2.5	1.0	▲ 3.5
47	長崎	1,666	2,721	30.3%	2.1%	4.6%	▲ 9	▲ 3.5	1.3	▲ 4.8
48	熊本	1,593	2,886	34.4%	2.1%	5.3%	▲ 18	5.2	1.9	3.3
49	大分	1,351	2,092	28.4%	1.2%	4.6%	▲ 1	0.1	0.1	0.0
50	宮崎	709	1,284	25.7%	2.5%	4.1%	▲ 8	0.9	0.3	0.6
51	鹿児島	822	1,623	23.3%	1.4%	5.9%	▲ 3	1.0	0.2	0.9
52	沖縄	932	1,533	20.1%	5.4%	4.4%	▲ 48	▲ 11.7	1.5	▲ 13.1
合計		151,965	311,022	-	-	-	▲ 4,324	25.7	400.4	▲ 369.8

各保証協会の代位弁済率

番号	協会名	地公体制度融資			協会全体		
		13年度	14年度	15年度	13年度	14年度	15年度
1	北海道	1.69%	1.70%	1.78%	2.62%	2.32%	2.17%
2	青森	1.00%	1.99%	2.49%	2.36%	3.32%	3.20%
3	岩手	1.37%	1.85%	1.55%	1.96%	2.21%	1.71%
4	宮城	1.67%	1.72%	1.98%	2.43%	3.31%	3.40%
5	秋田	1.51%	2.08%	1.45%	3.07%	4.24%	2.12%
6	山形	1.08%	1.38%	1.05%	1.39%	1.83%	1.42%
7	福島	1.21%	1.25%	0.95%	2.33%	3.29%	2.40%
8	新潟	2.39%	1.92%	1.86%	3.02%	2.99%	2.52%
9	茨城	1.85%	1.90%	1.72%	3.12%	3.62%	3.14%
10	栃木	0.98%	1.17%	0.84%	2.28%	2.92%	2.04%
11	群馬	2.12%	2.48%	1.71%	2.99%	3.76%	3.17%
12	埼玉	3.80%	4.02%	2.40%	3.77%	4.52%	3.34%
13	千葉	3.35%	3.64%	2.48%	5.18%	5.99%	3.95%
14	東京	2.69%	3.03%	2.80%	3.58%	4.59%	4.01%
15	神奈川	3.20%	3.61%	3.25%	4.01%	4.71%	3.96%
16	横浜	3.06%	3.31%	2.51%	3.58%	4.34%	3.48%
17	川崎	2.69%	2.52%	1.47%	3.45%	4.80%	3.17%
18	山梨	5.59%	5.54%	1.86%	3.60%	3.76%	4.18%
19	長野	0.98%	1.21%	1.08%	2.19%	2.57%	2.22%
20	静岡	0.97%	1.02%	0.97%	1.87%	2.07%	2.23%
21	愛知	1.40%	1.54%	1.30%	2.31%	2.59%	2.26%
22	名古屋	1.62%	2.05%	1.97%	3.24%	3.58%	3.37%
23	岐阜県	0.65%	0.58%	0.49%	2.54%	2.37%	2.22%
24	岐阜市	0.59%	0.95%	0.54%	3.33%	4.18%	2.20%
25	三重	0.09%	0.46%	0.67%	3.10%	3.12%	3.12%

(注1) 「制度融資」分については、特別保証制度(地公体制度)の特別調査(3年分のみ 平成16年9月実施)により集計。

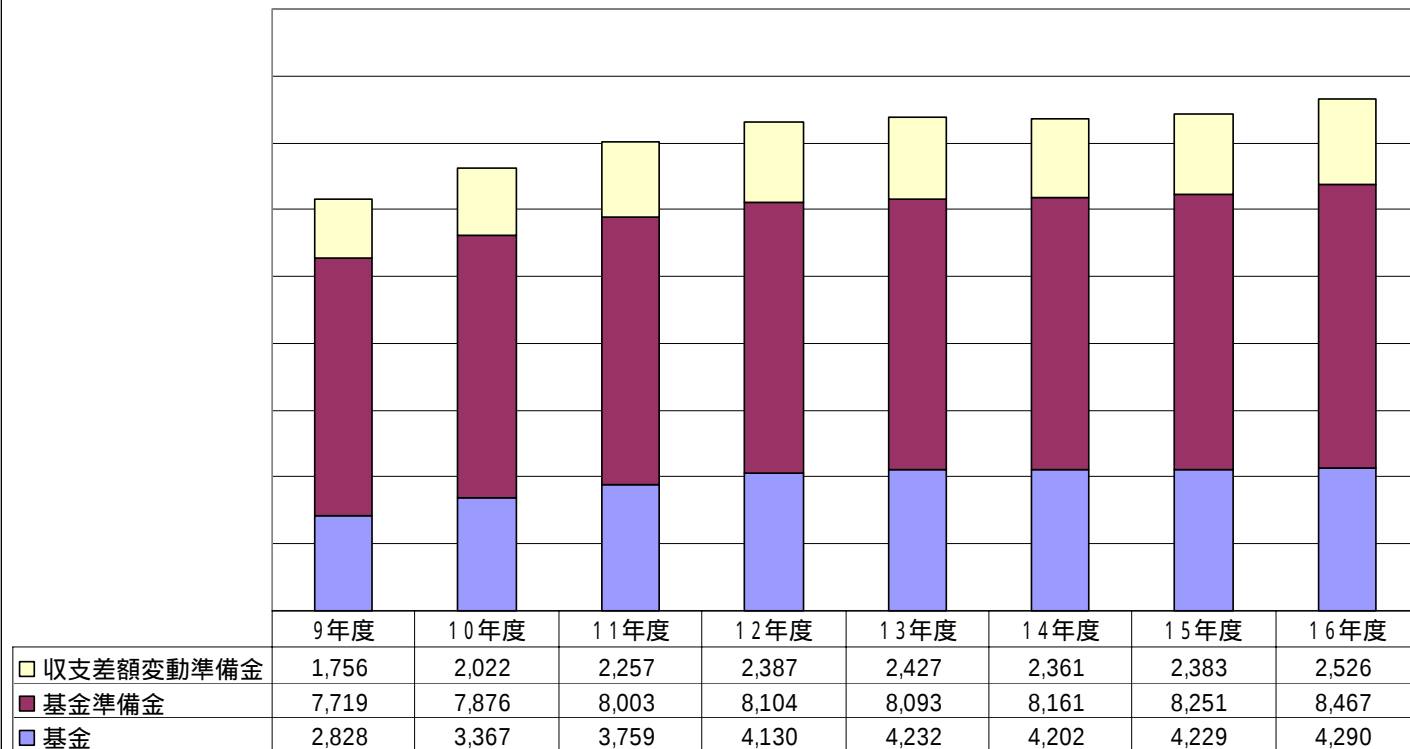
(注2) 協会全体については、事業概況報告より集計(安定化含む)

(注3) 代弁率 = 代位弁済額(元利) ÷ 保証債務残高(末残)のため、平残代弁率 3.22%とは異なる。

番号	協会名	地公体制度融資			協会全体		
		13年度	14年度	15年度	13年度	14年度	15年度
26	富山	1.57%	1.28%	1.37%	2.11%	2.37%	1.98%
27	石川	1.38%	1.60%	1.54%	2.78%	2.89%	2.77%
28	福井	0.82%	0.95%	0.82%	1.87%	2.35%	2.37%
29	滋賀	1.43%	1.68%	1.37%	2.22%	2.94%	1.85%
30	京都	5.12%	3.95%	1.27%	3.88%	3.69%	2.44%
31	大阪府	3.53%	4.11%	4.15%	4.49%	5.67%	5.72%
32	大阪市	14.84%	14.14%	8.02%	8.20%	6.74%	6.14%
33	兵庫	2.64%	2.89%	3.16%	3.99%	4.36%	4.21%
34	奈良	1.50%	2.11%	1.77%	2.72%	3.50%	2.29%
35	和歌山	2.26%	2.35%	1.65%	3.45%	3.38%	2.83%
36	鳥取	1.60%	1.80%	1.89%	1.67%	2.07%	2.67%
37	島根	1.40%	1.48%	1.40%	1.35%	1.73%	1.51%
38	岡山	1.89%	1.43%	1.22%	2.86%	2.27%	1.43%
39	広島	2.38%	2.66%	1.87%	3.15%	3.94%	2.82%
40	山口	1.67%	2.00%	2.36%	2.47%	2.68%	3.03%
41	香川	1.26%	1.68%	1.40%	2.39%	2.91%	2.12%
42	徳島	0.86%	1.27%	1.44%	2.16%	3.30%	2.99%
43	高知	1.57%	1.66%	1.28%	2.09%	2.15%	2.24%
44	愛媛	0.50%	0.71%	0.89%	1.70%	1.44%	1.58%
45	福岡	1.99%	1.81%	2.01%	3.24%	3.14%	3.03%
46	佐賀	3.02%	3.37%	3.53%	4.26%	3.80%	4.87%
47	長崎	1.70%	1.64%	1.32%	3.06%	2.78%	2.08%
48	熊本	1.70%	2.60%	2.36%	1.97%	2.79%	2.11%
49	大分	0.62%	0.73%	0.32%	1.36%	1.36%	1.12%
50	宮崎	1.65%	1.40%	1.70%	3.00%	2.32%	2.56%
51	鹿児島	0.95%	0.87%	0.93%	1.85%	2.27%	1.41%
52	沖縄	4.13%	3.51%	4.62%	6.06%	6.10%	5.46%
合計		2.36%	2.58%	2.26%	3.34%	3.80%	3.28%

保証協会の基金等の推移

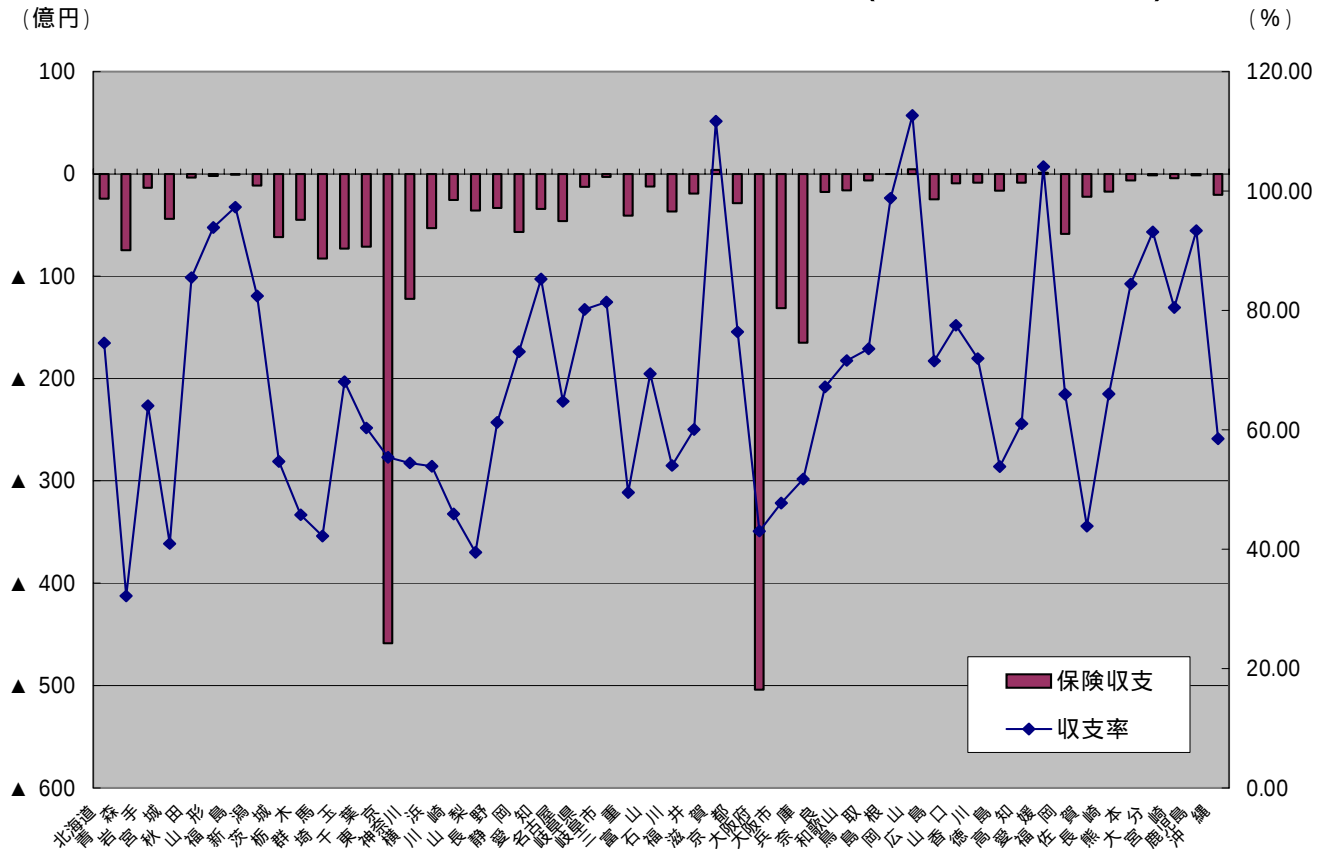
(億円)



- 収支差額変動準備金 企業の利益準備金(留保利益)に類似しており、収支差額の100分の50の範囲内で基金準備金に繰り入れることが出来る。
- 基金準備金 企業の資本準備金に類似している。
- 基金 企業の資本金に類似している。地公体等からの出えん金を繰り入れる。 出所: 全国信用保証協会連合会の資料により中小企業庁が作成。
- 平成16年度数値は、決算速報数値のため確定値ではない。

保証協会の保険収支の状況

保証協会別保険収支表(平成16年度)

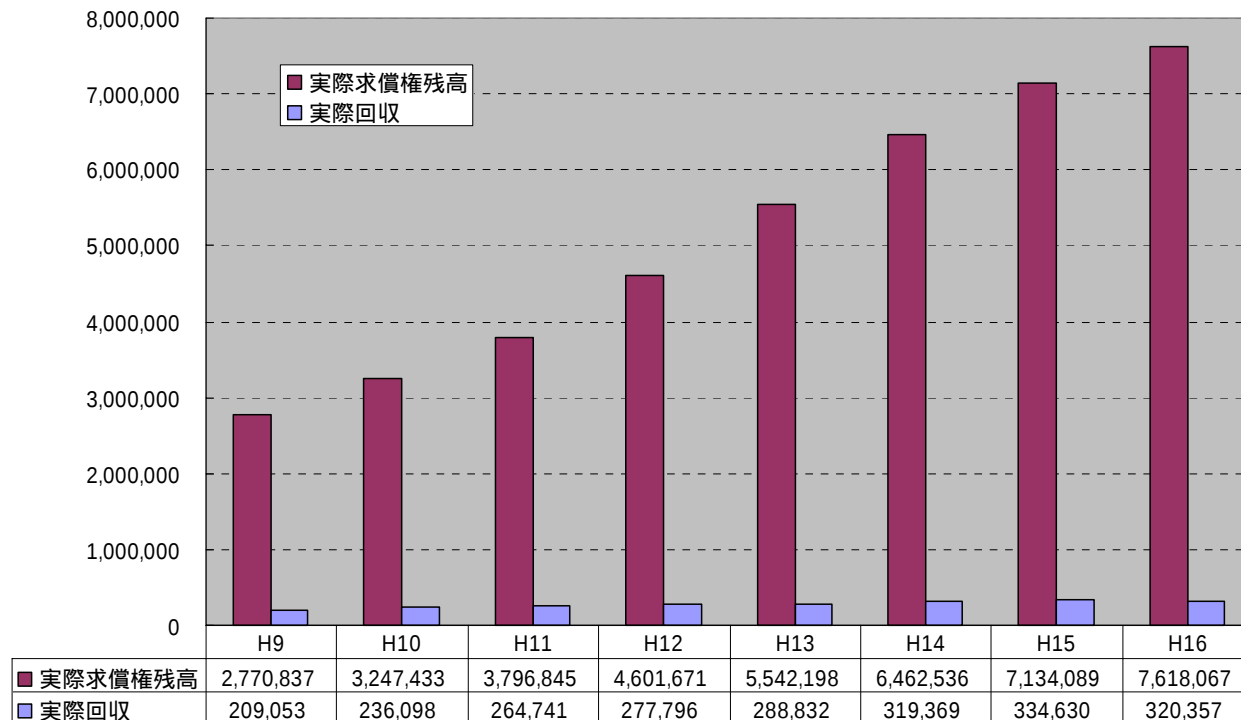


出所: 中小企業金融公庫のデータから中小企業庁作成。

$$\text{収支率} = (\text{保険料} + \text{回収金}) / \text{保険金}$$

求償権残高と回収額の推移

(百万円)



(注) 各年度末の実際求償権残高及び実際回収(金額)

出所: 全国信用保証協会連合会資料より中小企業庁が作成

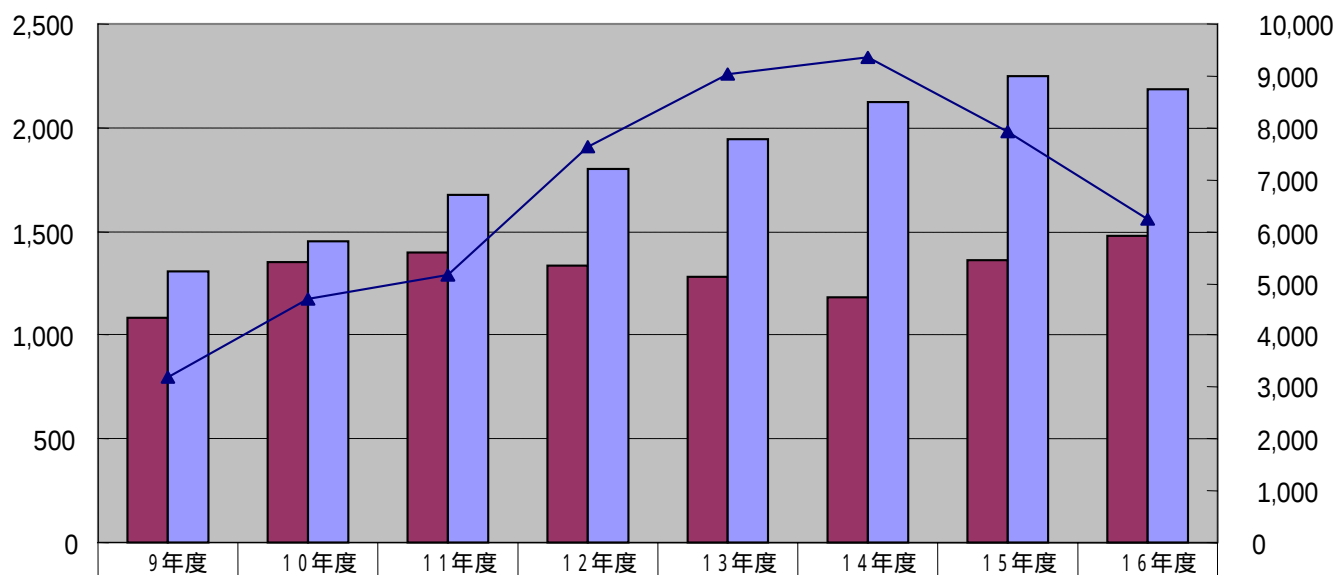
保険料収納、回収金納付、保険金支払の推移

保険料収納は近年漸減傾向にあったが、15年度、16年度は増加。

回収金納付は一貫して増加傾向にあったが、16年度は若干の減少。

また、保険金支払額は近年増加傾向にあったが、15年度、16年度は減少。

(単位:億円)



■ 保険料収納	9年度	1,084	10年度	1,355	11年度	1,394	12年度	1,332	13年度	1,284	14年度	1,184	15年度	1,360	16年度	1,477
■ 回収金納付	9年度	1,304	10年度	1,454	11年度	1,672	12年度	1,802	13年度	1,947	14年度	2,121	15年度	2,245	16年度	2,190
▲ 保険金支払	9年度	3,193	10年度	4,692	11年度	5,160	12年度	7,639	13年度	9,027	14年度	9,353	15年度	7,929	16年度	6,227

保険収支の推移と国の関与

- ・保険収支は、平成14年度には、6,000億円を超える大幅な赤字となったが、平成15年度には▲4,324億円に縮小し、平成16年度も▲2,560億円と改善しているが、依然、一般保証においても、1,000億円近い赤字を計上。
- ・中小企業信用保険準備基金の16年度末の残高は、政府出資金もあり、1,680億円程度となる見込みであり、平成15年度の592億円よりも改善しているが依然厳しい状況。

信用保険部門の決算推移

(単位：億円)

		9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度
保険 収支	一般保証	▲ 804	▲ 2,135	▲ 1,277	▲ 1,773	▲ 2,205	▲ 2,524	▲ 1,793	▲ 860
	セーフティネット保証	-	-	-	▲ 123	▲ 129	▲ 125	▲ 213	▲ 460
	特別保証	-	252	▲ 817	▲ 2,609	▲ 3,463	▲ 3,399	▲ 2,318	▲ 1,240
計		▲ 804	▲ 1,883	▲ 2,093	▲ 4,504	▲ 5,796	▲ 6,048	▲ 4,324	▲ 2,560
政府出資金		182	3,298	3,365	5,988	1,698	4,038	972	3,648
信用保険準備基金残高		3,924	7,223	8,747	10,009	5,754	3,713	592	1,680
融資基金残高		7,477	7,477	7,477	7,477	7,477	7,473	7,468	6,739

(注) 1. 政府出資金は、昭和40年代は50億円程度、昭和50年代は300～400億円程度、平成に入ってから、100～200億円程度で推移。

なお、16年度の保険準備基金残高は見込み額(決算整理後に確定)。

2. 平成16年度政府出資には中小企業総合事業団の高度化等勘定からの承継分2,525億円が含まれている。

保証料と保険料について

1. 保証料率

・保証料率については、制度上は各協会が独自の判断にて設定する仕組み。ただし、金融危機に際して、全国的に一定の保証料の目処を示す観点から、通達により基本的な保証料率は有担保1.25%、無担保1.35%としている。

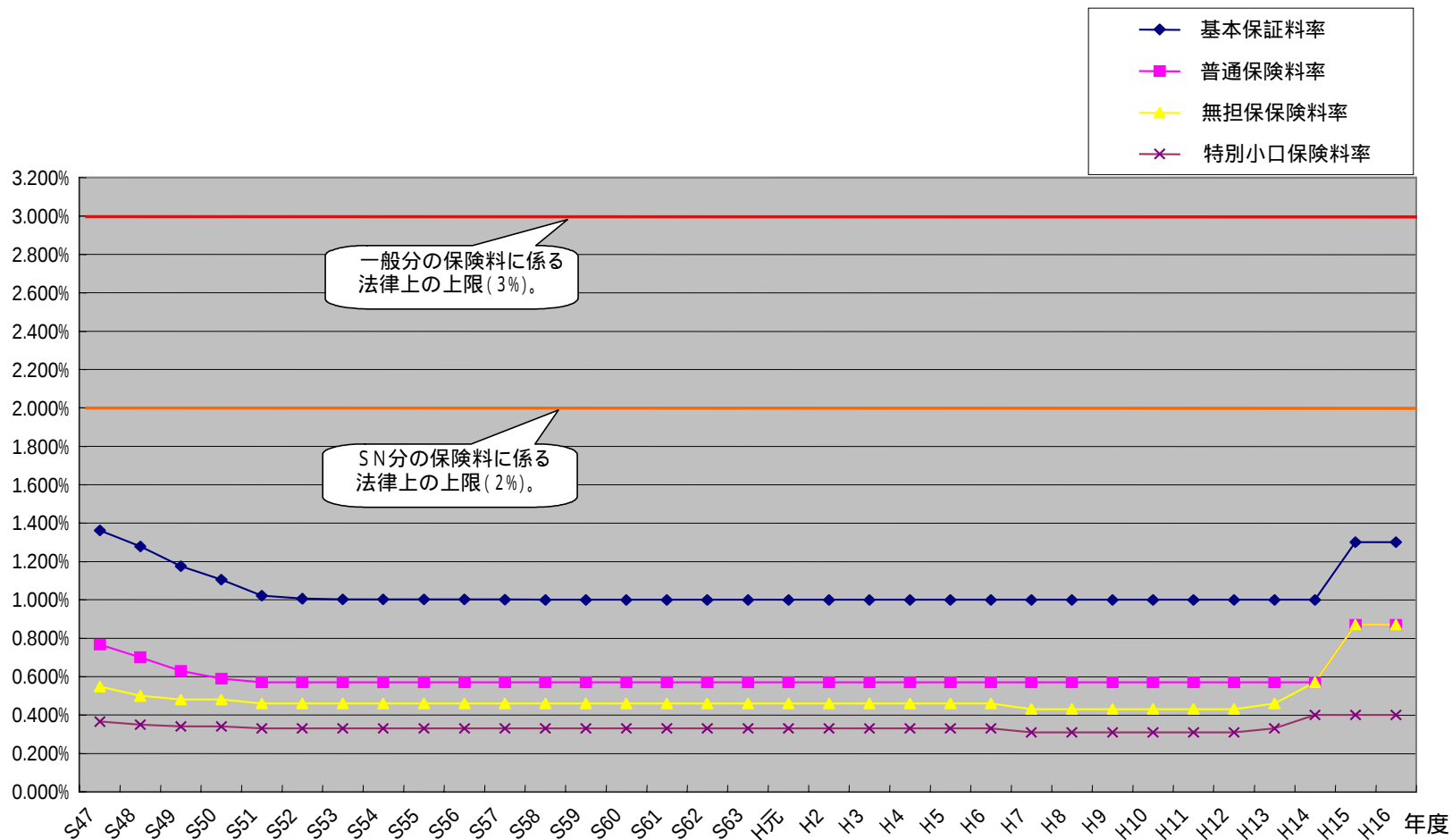
2. 保険料率

・保険料率については、法律(中小企業信用保険法)上、上限が定められ(原則3%、ただし、経営安定関連特例は2%)、その具体的な適用料率については、各保険種毎に政令において定められている。

3. 保証料率、保険料率の推移

年度	保証料率	保険料率
平成12年度	(基本保証料率) 1.0%	(普通)0.57% (無担保)0.43%
平成13年度		(普通)0.57% (無担保)0.46%
平成14年度		(普通)0.57% (無担保)0.57%
平成15年度以降	(有担保)1.25% (無担保)1.35%	(普通)0.87% (無担保)0.87%

基本保証料率と保険料率の推移

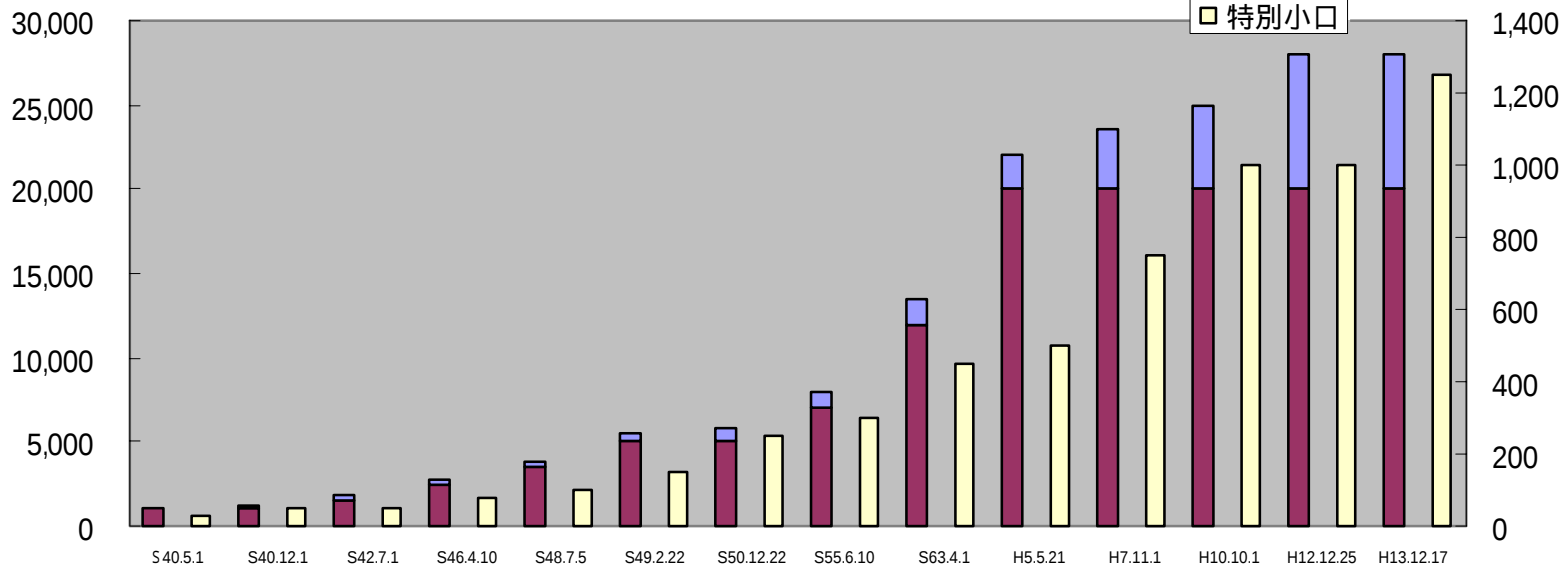


出所: 中小企業庁作成

保険限度額の推移

【普通・無担保】
(単位:万円)

【特別小口】
(単位:万円)



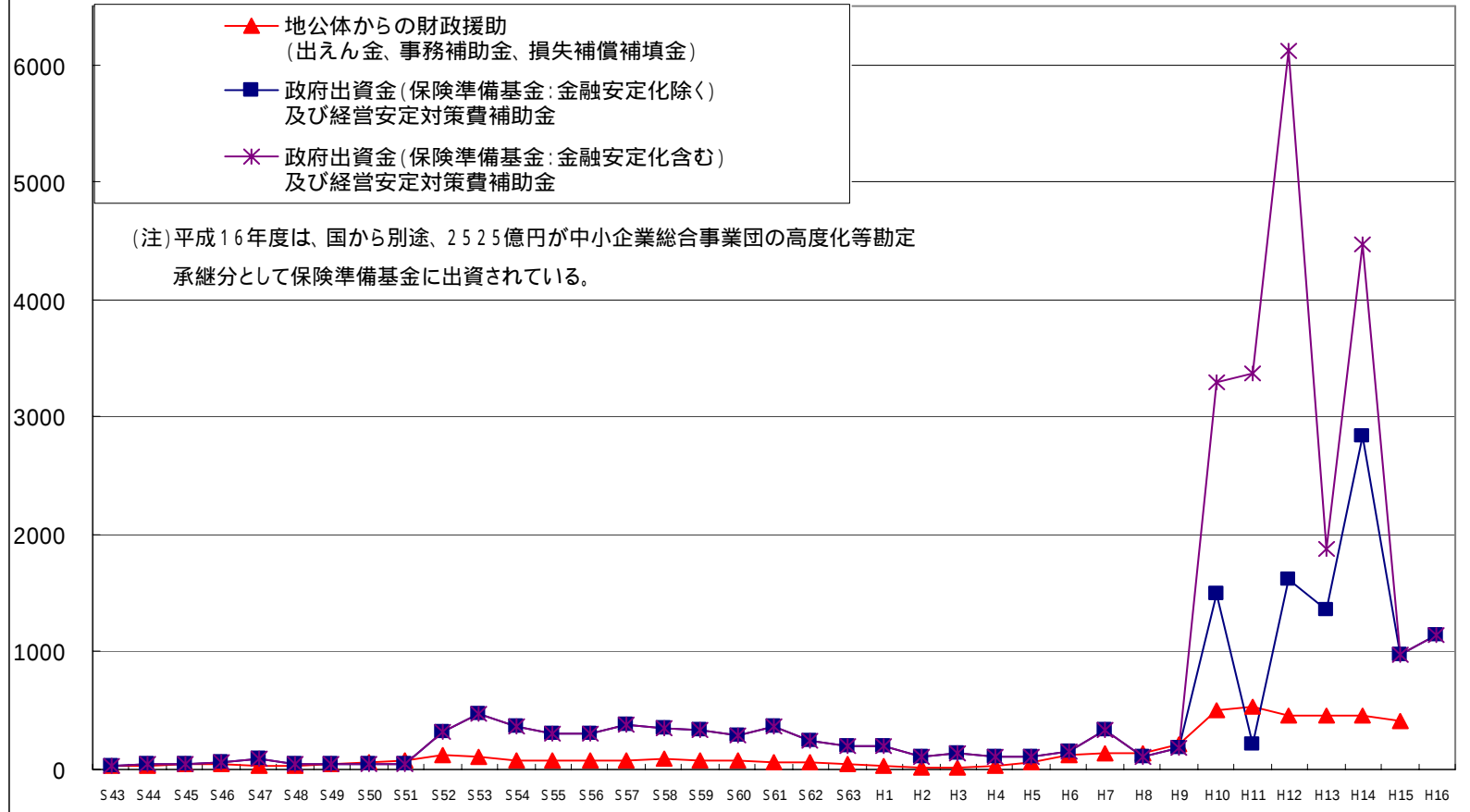
- (注) 1. 特別小口保険は、普通保険又は無担保保険との併存が禁止されているため、一中小企業者当たりの利用限度額は普通保険と無担保保険の合計額となる。
2. S42.7.1以前の「普通」保険の利用限度額は、「第二種」保険の限度額である。

(単位:万円)

年月日	S40.5.1	S40.12.1	S42.7.1	S46.4.10	S48.7.5	S49.2.22	S50.12.22	S55.6.10	S63.4.1	H5.5.21	H7.11.1	H10.10.1	H12.12.25	H13.12.17
普通	1,000	→	1,500	2,500	3,500	5,000	→	7,000	12,000	20,000				→
無担保	-	200	300	→	→	500	800	1,000	1,500	2,000	3,500	5,000	8,000	→
特別小口	30	50	→	80	100	150	250	300	450	500	750	1,000	→	1,250

国及び地公体の財政援助の推移

(単位:億円)



出所:全国信用保証協会連合会データから中小企業庁作成

主要な保証制度

1. 保証制度の商品

大別して、以下の4つに分類することができる。いずれも、信用保険の付与が前提となっている。

(1) 全国的制度

- ・国主導で全国共通の制度として創設され、保険法上も個別に保険種が定められている保証制度(特別保証、セーフティネット保証、売掛債権担保融資保証等)。

(2) 地公体制度

- ・地公体が、独自の要件を付して行う保証制度。全国で4,313の制度(平成15年度)が存在。また、第三者保証人が必要となる制度も少なくない。
- ・協会に対する損失補償や、中小企業者に対する保証料補給等、財政支援を伴うことが多い。
- ・地公体制度は、優良中小企業の活用が多いと推測されるが、制度の中には、非常に高い代位弁済率の制度も存在。

(3) 金融機関との提携保証制度

- ・金融機関と協会との提携商品。
- ・代位弁済率に応じて、金融機関から損失補償や負担金を受ける制度等がある。

(4) 協会独自制度

- ・協会が、独自の要件を付して行う保証制度。全国で2,075の制度(平成15年度)が存在。
- ・特定の融資を対象とした保証料が割安な制度等がある。

各協会の地公体の制度融資数

項目 協会名	都道府県制度							市町村制度							制度合計						
	S52年度	・・・	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	S52年度	・・・	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	S52年度	・・・	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度
1 北海道	23	・・・	40	38	38	23	22	176	・・・	170	169	172	171	169	199	・・・	210	207	210	194	191
2 青森	7	・・・	23	23	19	15	15	5	・・・	121	121	121	121	121	12	・・・	144	144	140	136	136
3 岩手	12	・・・	16	16	21	12	12	1	・・・	55	126	135	134	134	13	・・・	71	142	156	146	146
4 宮城	2	・・・	18	15	14	23	17	2	・・・	107	107	107	108	108	4	・・・	125	122	121	131	125
5 秋田	11	・・・	16	18	18	15	26	5	・・・	75	77	80	79	80	16	・・・	91	95	98	94	106
6 山形	8	・・・	24	25	29	29	29	18	・・・	23	23	23	23	24	26	・・・	47	48	52	52	53
7 福島	6	・・・	9	7	8	10	8	21	・・・	85	86	82	83	79	27	・・・	94	93	90	93	87
8 新潟	12	・・・	21	19	18	17	16	4	・・・	157	163	163	163	160	16	・・・	178	182	181	180	176
9 茨城	18	・・・	27	29	38	40	27	2	・・・	132	131	131	131	128	20	・・・	159	160	169	171	155
10 栃木	20	・・・	11	13	15	15	17	24	・・・	72	73	63	100	126	44	・・・	83	86	78	115	143
11 群馬	6	・・・	8	10	10	6	8	24	・・・	26	25	25	28	163	30	・・・	34	35	35	34	171
12 埼玉	13	・・・	38	39	40	40	43	2	・・・	45	48	49	126	124	15	・・・	83	87	89	166	167
13 千葉	17	・・・	19	19	20	18	18	46	・・・	214	221	221	225	207	63	・・・	233	240	241	243	225
14 東京	12	・・・	16	14	18	17	18	0	・・・	50	50	50	50	50	12	・・・	66	64	68	67	68
15 神奈川	18	・・・	15	16	16	21	23	0	・・・	1	1	1	2	2	18	・・・	16	17	17	23	25
16 横浜	-	・・・	-	-	-	-	-	11	・・・	16	16	16	19	21	11	・・・	16	16	16	19	21
17 川崎	-	・・・	-	-	-	-	-	9	・・・	12	21	22	18	17	9	・・・	12	21	22	18	17
18 山梨	11	・・・	20	19	22	22	25	3	・・・	104	104	104	104	105	14	・・・	124	123	126	126	130
19 長野	10	・・・	18	18	17	17	11	76	・・・	344	344	367	367	364	86	・・・	362	362	384	384	375
20 静岡	11	・・・	15	20	21	17	18	11	・・・	76	76	76	76	62	22	・・・	91	96	97	93	80
21 愛知	17	・・・	27	27	25	26	27	-	・・・	-	-	-	-	-	17	・・・	27	27	25	26	27
22 名古屋	-	・・・	-	-	-	-	-	9	・・・	11	12	13	11	12	9	・・・	11	12	13	11	12
23 岐阜県	12	・・・	22	24	32	16	15	6	・・・	54	55	56	57	54	18	・・・	76	79	88	73	69
24 岐阜市	-	・・・	-	-	-	-	-	14	・・・	12	18	20	17	14	14	・・・	12	18	20	17	14
25 三重	11	・・・	17	17	17	17	14	4	・・・	6	6	6	5	5	15	・・・	23	23	23	22	19

(注)・東京信用保証協会は市区町村ベースで集計

・愛知、石川、福井、大阪府の各信用保証協会は、市町村制度なし

協会名	項目	都道府県制度							市町村制度							制度合計						
		S52年度	…	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	S52年度	…	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	S52年度	…	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度
26	富山	2	…	32	31	27	29	32	11	…	21	21	20	22	21	13	…	53	52	47	51	53
27	石川	11	…	15	16	18	16	18	-	…	-	-	-	-	-	11	…	15	16	18	16	18
28	福井	12	…	19	17	11	12	14	8	…	-	-	-	-	-	20	…	19	17	11	12	14
29	滋賀	10	…	20	20	21	23	21	11	…	54	54	54	54	51	21	…	74	74	75	77	72
30	京都	2	…	9	10	10	10	6	3	…	10	11	11	12	10	5	…	19	21	21	22	16
31	大阪府	17	…	31	29	28	30	33	-	…	-	-	-	-	-	17	…	31	29	28	30	33
32	大阪市	-	…	-	-	-	-	-	17	…	20	21	20	21	23	17	…	20	21	20	21	23
33	兵庫	7	…	30	25	27	36	38	90	…	148	122	123	113	123	97	…	178	147	150	149	161
34	奈良	6	…	15	16	16	16	17	0	…	27	27	26	26	26	6	…	42	43	42	42	43
35	和歌山	9	…	17	17	17	20	22	3	…	5	6	6	6	6	12	…	22	23	23	26	28
36	鳥取	4	…	17	17	22	19	17	0	…	95	102	82	78	82	4	…	112	119	104	97	99
37	島根	8	…	29	24	24	24	24	12	…	5	6	6	6	6	20	…	34	30	30	30	30
38	岡山	18	…	16	16	18	17	16	1	…	65	66	68	69	67	19	…	81	82	86	86	83
39	広島	14	…	18	20	22	20	23	79	…	121	121	117	106	111	93	…	139	141	139	126	134
40	山口	5	…	19	21	40	40	38	59	…	79	85	66	65	66	64	…	98	106	106	105	104
41	香川	8	…	21	11	11	11	12	6	…	70	70	70	65	63	14	…	91	81	81	76	75
42	徳島	8	…	19	20	19	22	23	18	…	24	25	24	24	24	26	…	43	45	43	46	47
43	高知	9	…	30	30	30	26	26	9	…	24	27	27	18	18	18	…	54	57	57	44	44
44	愛媛	5	…	19	18	12	11	12	1	…	41	41	41	41	46	6	…	60	59	53	52	58
45	福岡	12	…	23	14	15	26	16	54	…	87	84	84	70	75	66	…	110	98	99	96	91
46	佐賀	14	…	17	17	17	17	18	22	…	28	30	32	33	32	36	…	45	47	49	50	50
47	長崎	13	…	17	14	16	15	15	21	…	27	27	27	26	24	34	…	44	41	43	41	39
48	熊本	5	…	10	9	9	7	7	7	…	109	109	110	107	109	12	…	119	118	119	114	116
49	大分	11	…	33	33	33	33	31	16	…	10	12	12	12	12	27	…	43	45	45	45	43
50	宮崎	13	…	13	15	17	16	16	26	…	23	31	32	31	31	39	…	36	46	49	47	47
51	鹿児島	12	…	17	19	19	13	13	7	…	10	10	10	10	10	19	…	27	29	29	23	23
52	沖縄	7	…	13	13	14	13	14	7	…	17	17	17	12	17	14	…	30	30	31	25	31
合計		499	…	939	918	969	938	931	961	…	3,088	3,198	3,188	3,245	3,382	1,460	…	4,027	4,116	4,157	4,183	4,313

地公体融資制度に係る貸付利率について(平成15年度)

項目 協会名	利率規制 有	利率規制 無	貸付利率																	その他 (知事が 定める)	金融機 関所定 利率
			～1.0	～1.1	～1.2	～1.3	～1.4	～1.5	～1.6	～1.7	～1.8	～1.9	～2.0	～2.1	～2.2	～2.3	～2.4	～2.5	2.5超		
1 北海道	21	1			4	2	1	7		5		1		1							1
2 青森	15	0										2		5		6			1	1	
3 岩手	12	0				1					2		1		4	4					
4 宮城	16	1									2	8	5	1							1
5 秋田	24	2						4		10	2	1		7							2
6 山形	6	23										6									23
7 福島	5	3					1		1	1	1		1								3
8 新潟	16	0							5		7	2		2							
9 茨城	27	0						1		2	8			10		2	2	2			
10 栃木	17	0						1	4	1	3	2	4	2							
11 群馬	7	1						1		2		3		1							1
12 埼玉	41	2	2	4	6	6	18	3			2										2
13 千葉	18	0						1			3	6	2	1	2		1	2			
14 東京	9	9						2			2		1		2			1	1		9
15 神奈川	22	1		1				2	1	2		1	1	6	4		3		1		1
16 横浜	21	0					1			3			4		1		6	4	2		
17 川崎	17	0						1			1		1	2	8		2	1		1	
18 山梨	25	0							3	1	4	1	6	9			1				
19 長野	10	1									3		6				1				1
20 静岡	18	0						11		2	5										

(注) 47都道府県制度融資、5市制度融資

1. 金利幅があるものは、平均利率を適用 (例) 0.6～0.8%の場合 0.7%
2. 上限利率が定められているものは、上限利率を適用 (例) 2.0%以下の場合 2.0%

都道府県及び5市の全制度融資1018制度のうち、963制度で金利が制限されている

項目 協会名	利率規制 有	利率規制 無	貸付利率																	その他 (知事が 定める)	金融機 関所定 利率
			～1.0	～1.1	～1.2	～1.3	～1.4	～1.5	～1.6	～1.7	～1.8	～1.9	～2.0	～2.1	～2.2	～2.3	～2.4	～2.5	2.5超		
21 愛知	27	0		1		1	6	9	10												
22 名古屋	12	0					7	3	2												
23 岐阜県	15	0	12		2			1													
24 岐阜市	14	0	3		3	2	2	4													
25 三重	13	1	1			3		1	6		2										1
26 富山	31	1				4			7	13	7										1
27 石川	17	1	4	1			1	6	3	1	1										1
28 福井	14	0				4	3			6					1						
29 滋賀	20	1		1				2		4	1	2	7	3							1
30 京都	6	0						2	1		1					1		1			
31 大阪府	31	2	1	1	6	8	1	7	1	1	5										2
32 大阪市	21	2				7		3	1	1	7							2			2
33 兵庫	38	0	1	13		3	2	14	5												
34 奈良	16	1						8	7		1										1
35 和歌山	22	0	8		1		2	2	8			1									
36 鳥取	17	0	1																	16	
37 島根	24	0	1		1			12	1	2	2	1	2	1		1					
38 岡山	16	0									1	11	4								
39 広島	23	0					4	1	2	8	4		1	2						1	
40 山口	37	1							1	5	2	3	4	5	4	1		3	9		1
41 香川	12	0				1		1	4	1	3	1							1		
42 徳島	23	0						2	1	1	4	3	3	7	2						
43 高知	26	0									1	3	4		2	1	15				
44 愛媛	12	0			2		7		1		1									1	
45 福岡	16	0	2					2	3	8	1										
46 佐賀	18	0	5								8		2	1			1		1		
47 長崎	15	0				1				1	1		2		4	1	4		1		
48 熊本	7	0									1		3			2	1				
49 大分	31	0									5		5	1	17	2	1				
50 宮崎	15	1										4	5	1	3		2				1
51 鹿児島	13	0												1		5	2	5			
52 沖縄	14	0												1	4	8				1	
合計	963	55	41	22	25	43	56	114	73	84	88	72	80	59	69	33	42	17	23	22	55

代位弁済率の高い地公体制度融資

代位弁済率の高い制度融資

地公体の制度融資の中で代位弁済率(1)が10%を超えるものは、平成15年度において11制度ある。

(1)代位弁済率 = 平成15年度代位弁済金額 / 平成15年度末保証債務残高

前提条件: 都道府県及び関係5市の制度融資

残高が0、制度が廃止になっているものは対象外

残高が10億円以上又は代位弁済額が1億円以上

A制度融資

県の推奨するアクションプログラムに沿って事業を展開するために認定を受けた中小企業者を支援する融資制度【代弁率 19.89%】

B制度融資

売上の減少等により経営の安定に支障を生じている企業等、経営安定に著しい支障が生じ倒産の危機に直面している中小企業者を支援する融資制度【代弁率 19.52%】

C制度融資

小規模事業者を対象とした原則無担保無保証人の融資制度【代弁率 18.05%】

D制度融資

納税をしている小規模事業者を対象とした無担保無保証人の融資制度【代弁率 17.61%】

保証料率等が低い地公体制度融資

保証料率等が低く抑えられている地公体制度融資

地公体の制度融資で、地公体からの財政援助(保証料補給、損失補償)が無いもので、貸出金利を低くおさえている制度。

A 制度融資(長期経営強化のための資金)

対象: 誘致企業及び企業が工場等を新設または増設する者

金融機関貸付利率: 1.6%、保証料率: 0.40 ~ 1.15%、代位弁済額: 2,230百万円、

保証債務残高: 175,155百万円

B 制度融資(中小企業育成のための資金)

対象: 1年以上継続して同一事業を営んでいる中小企業者

金融機関貸付利率: 1.4%、保証料率: 0.8%、代位弁済額: 92百万円、保証債務残高: 48,931百万円

C 制度融資(中小企業者の借換のための資金)

対象: 1年以上継続して同一事業を営む中小企業者で、セーフティネット保証が利用可能な者

金融機関貸付利率: 1.5%、保証料率: 0.9%、代位弁済額: 278百万円、保証債務残高: 66,893百万円

D 制度融資(中小企業振興のための資金)

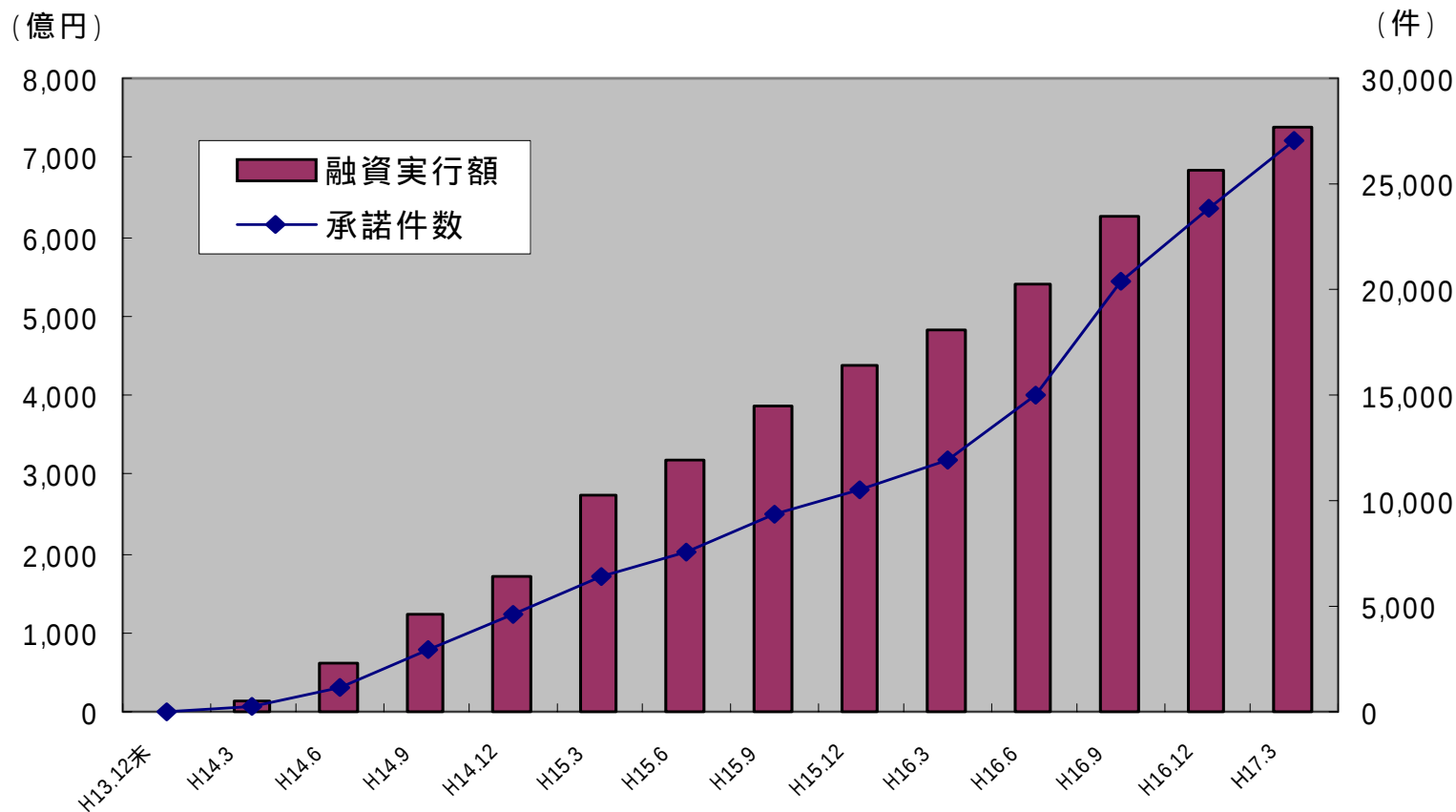
対象: 1年以上同一事業を営む者

金融機関貸付利率: 1.7%以内、保証料率: 0.80 ~ 1.35%、代位弁済額: 512百万円、

保証債務残高: 14,985百万円

(注) すべて15年度の制度

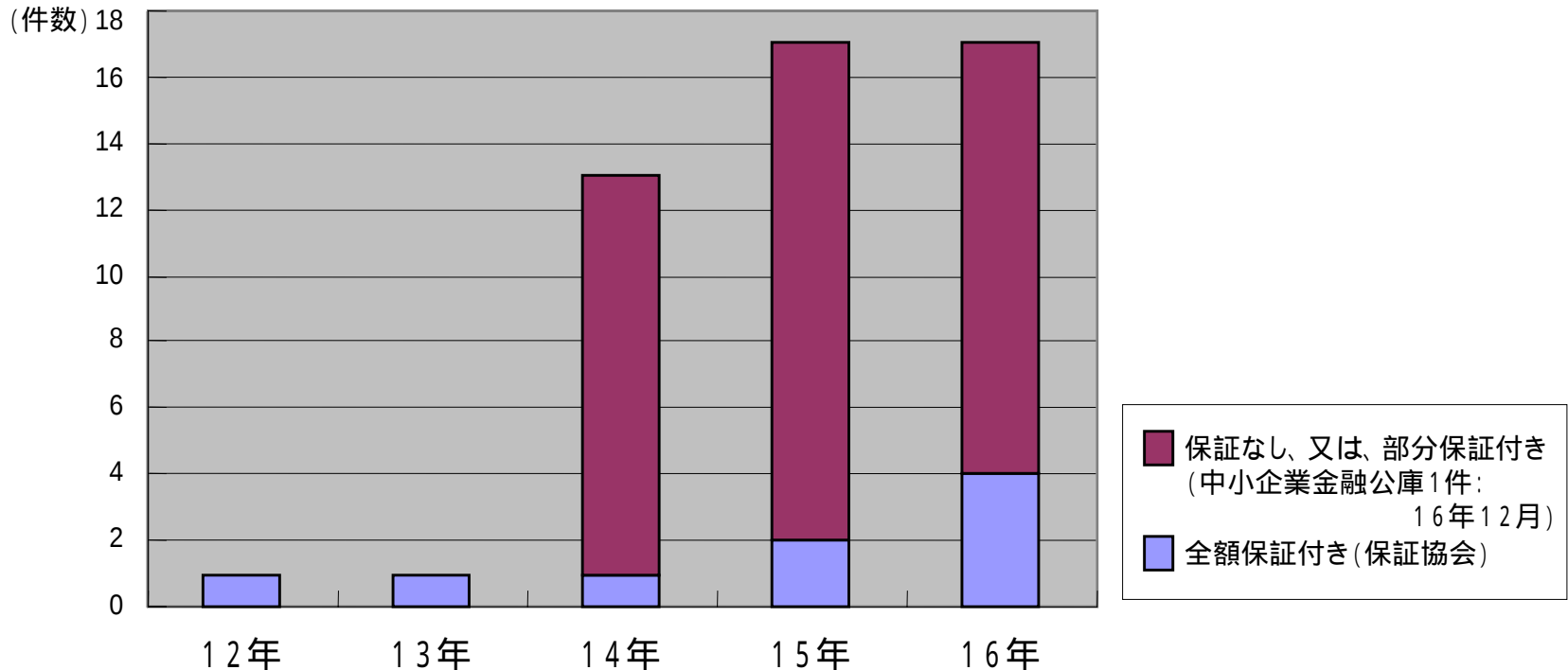
売掛債権担保融資保証制度の実績



出所: 全国信用保証協会連合会のデータから中小企業庁作成。

中小企業向け貸付債権の証券化実績

- 中小企業CLO/CBO市場の総件数は、全額保証CLOが開始された3年後の平成14年から急増したものの、平成15年、16年はほぼ一定の市場規模となっている。また、総件数に占める全額保証付きCLOの割合も増加している。



- ・公開情報をもとにムーディーズが集計
- ・社債、信託受益権の他、ABCPとして発行されるものも含む
- ・裏付資産に大企業と中小企業の両方を含むCLO/CBOは除く

保証協会の再生支援への取り組み状況

○ 信用保証協会が有する求償権

52協会全体で、16年度当初時点で、約102万件、約7兆円(償却分約6.5兆円含む)。

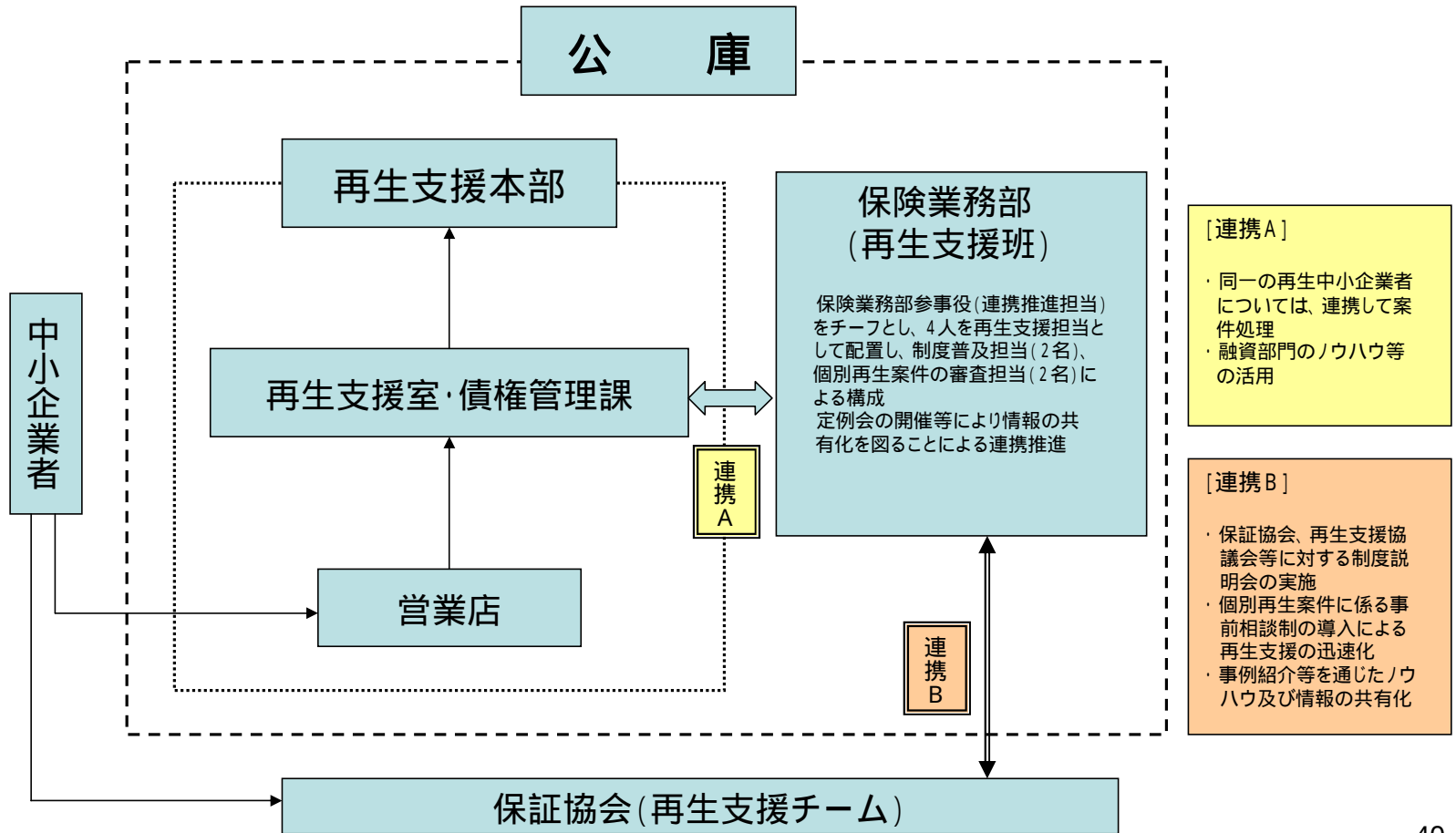
○ 中小企業再生支援協議会との連携実績

- ・再生支援協議会による再生計画策定終了案件(平成17年1月現在359社)のうち、協会が関与した案件は153社、保証承諾を行った先は115社。
- ・また、この他にも、再生支援チームへの参画、条件変更等により再生支援協議会と連携している例はあるが、協会ごとに対応にばらつきが見られる。

・信用保証協会と再生支援協議会の連携状況について

(下段のカッコ内は構成比)							
		保証協会関与案件 (関与協会数)	保証承諾 (承諾件数)	うち、再生支援 チームに参画	条件変更 にて対応	うち、再生支援 チームに参画	再生支援 チームに参画 (保証なし)
再生計画策定完了案件	359社	153社(43協会) (42.6%)	115社(218件) (32.0%)	11社 (3.1%)	32社 (8.9%)	11社 (3.1%)	6社 (1.7%)

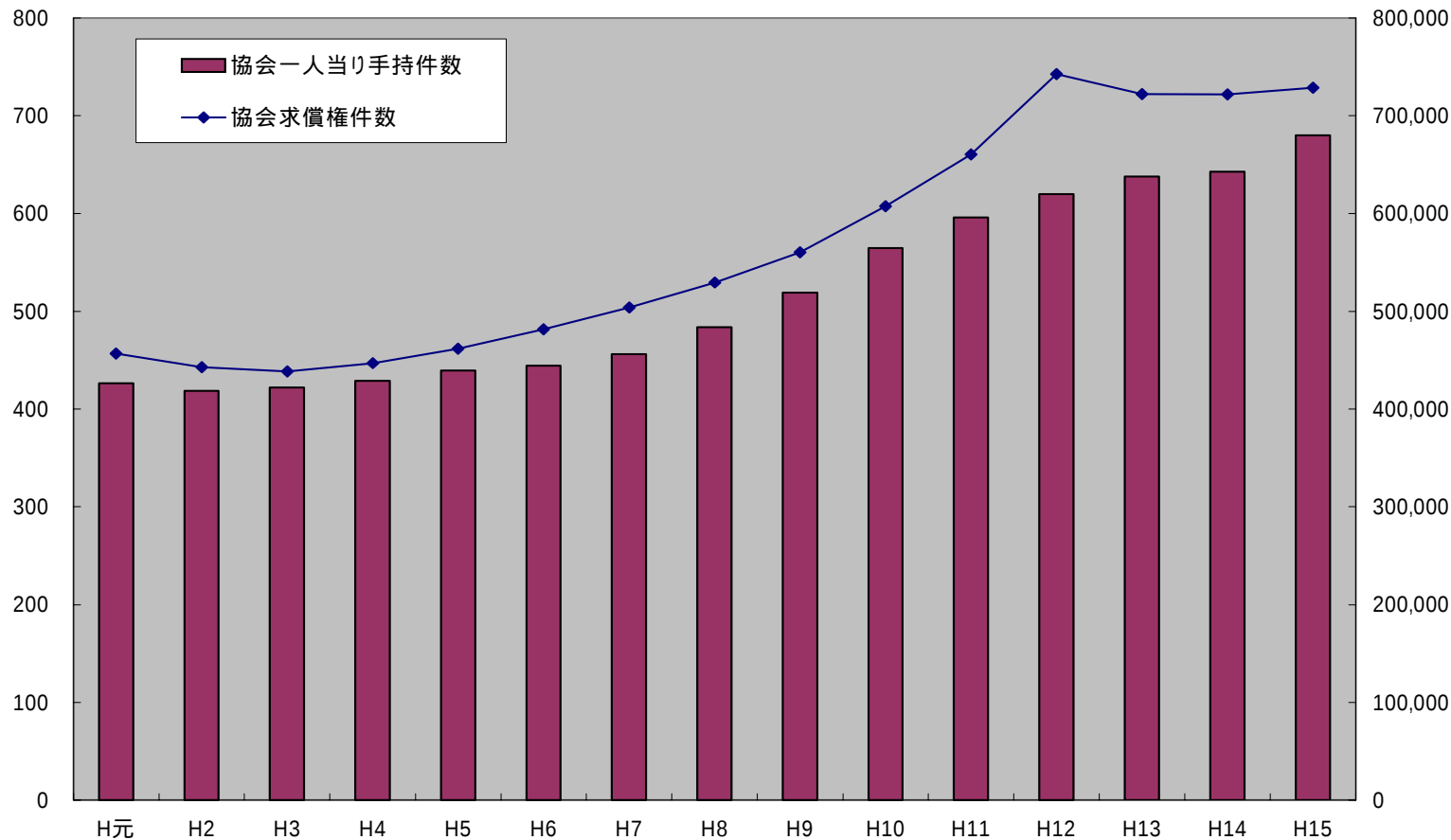
再生支援体制イメージ図



求償権の件数と職員1人当たりの求償権件数

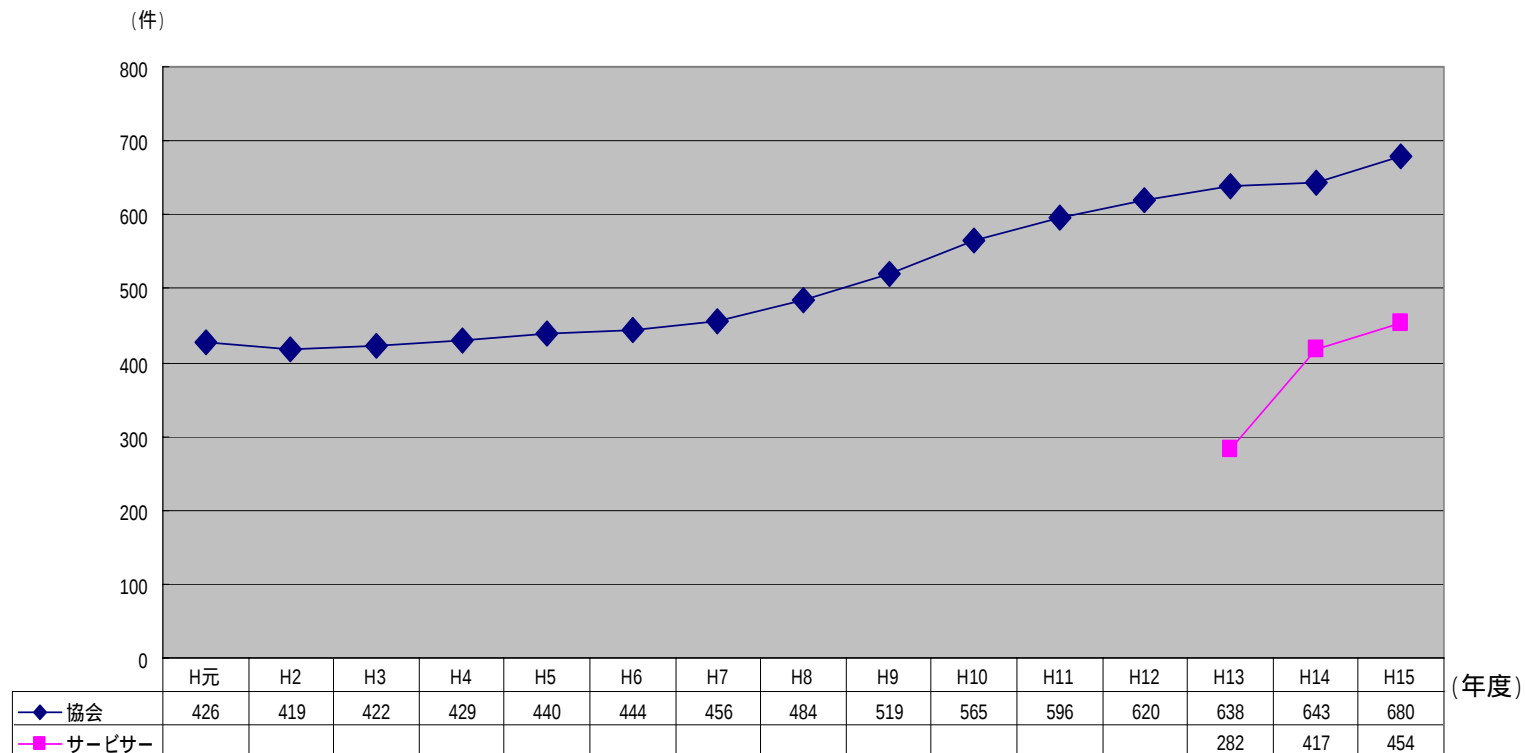
【協会一人当たり手持件数、件】

【求償権件数(サービサー委託分を除く)、件】

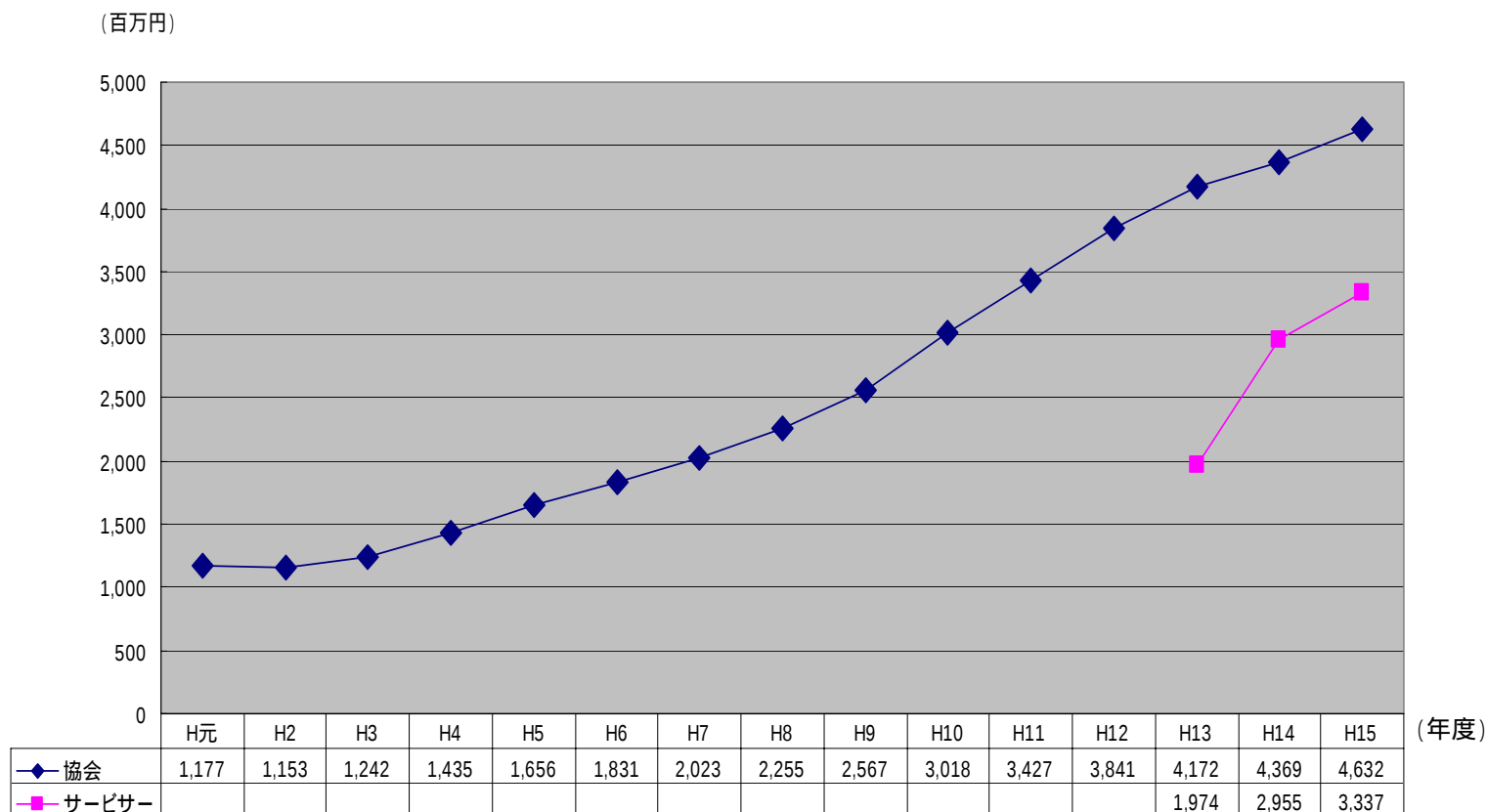


出所：全国信用保証協会連合会のデータから中小企業庁作成。

1人当たり求償権件数



求償権金額1人当たり金額



保証協会サービスについて

(設立)

保証協会債権回収株式会社は、全国52の信用保証協会の共同出資により平成13年1月に設立、同年4月に事業開始。設立当時、保証協会の回収担当者一人当たりの求償権が過大であったため、手つかずの求償権を減少させ、求償権の回収最大化を図ることを目的として、現状では主に無担保求償権に係る回収業務を保証協会から受託。また、平成16年4月に、保証協会サービス首都圏営業所を開設し、各協会からの依頼に応じ、首都圏に移転した求償権先中小企業者の回収を専門に実施している。

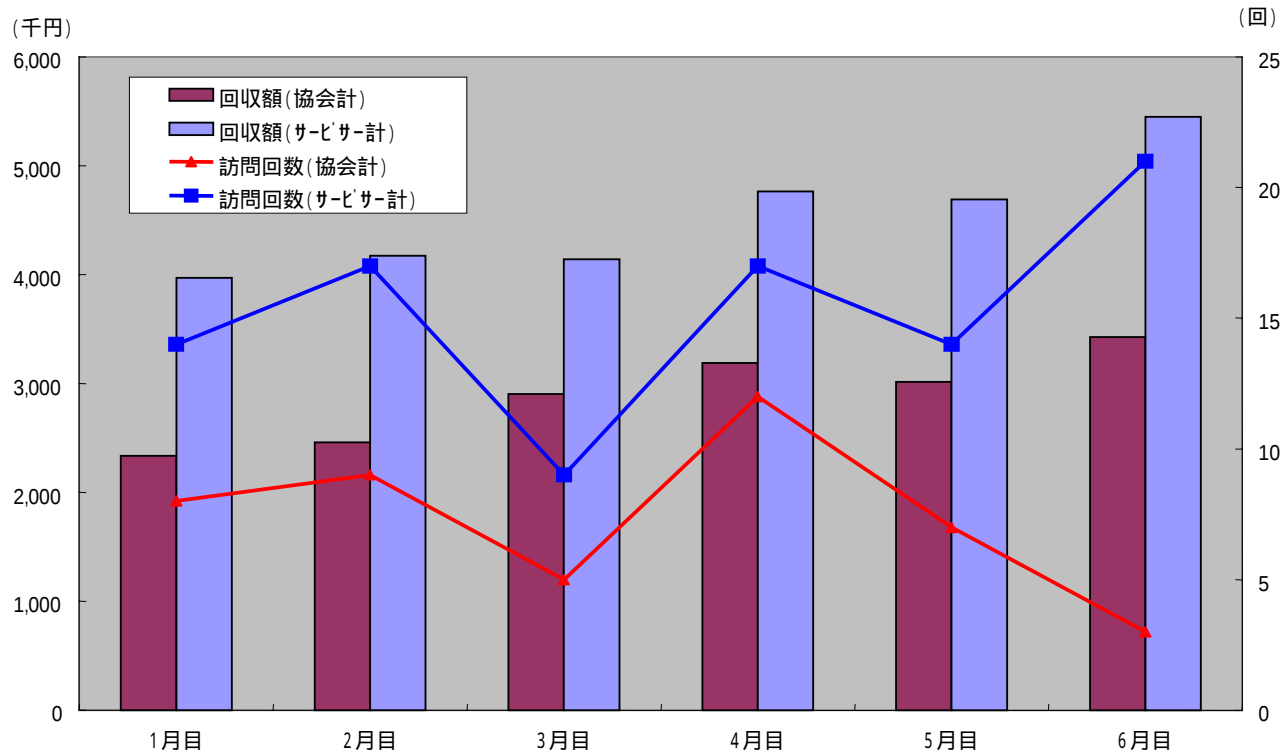
なお、一人当たりの回収額の差については、サービスは、主に無担保求償権の回収を行っており、保証協会は、主に有担保を含む求償権の回収を行っていることから生じている。

保証協会と保証協会サービスの比較について (単位:百万円)

		13年度	14年度	15年度	16年度
サービス	回収額	13,960	27,203	35,223	42,444
	回収費用	1,243	2,215	2,777	3,254
	人件費	1,105	2,023	2,562	2,977
	債権管理費	138	192	215	277
	回収人数	259	414	527	635
	プロパー	73	174	247	317
	協会出向者	186	240	280	318
協会	回収額	274,872	292,166	299,407	
	回収費用	22,299	20,857	21,274	
	人件費	17,913	16,109	16,721	
	債権管理費	4,386	4,748	4,553	
	回収人数	1,664	1,573	1,619	

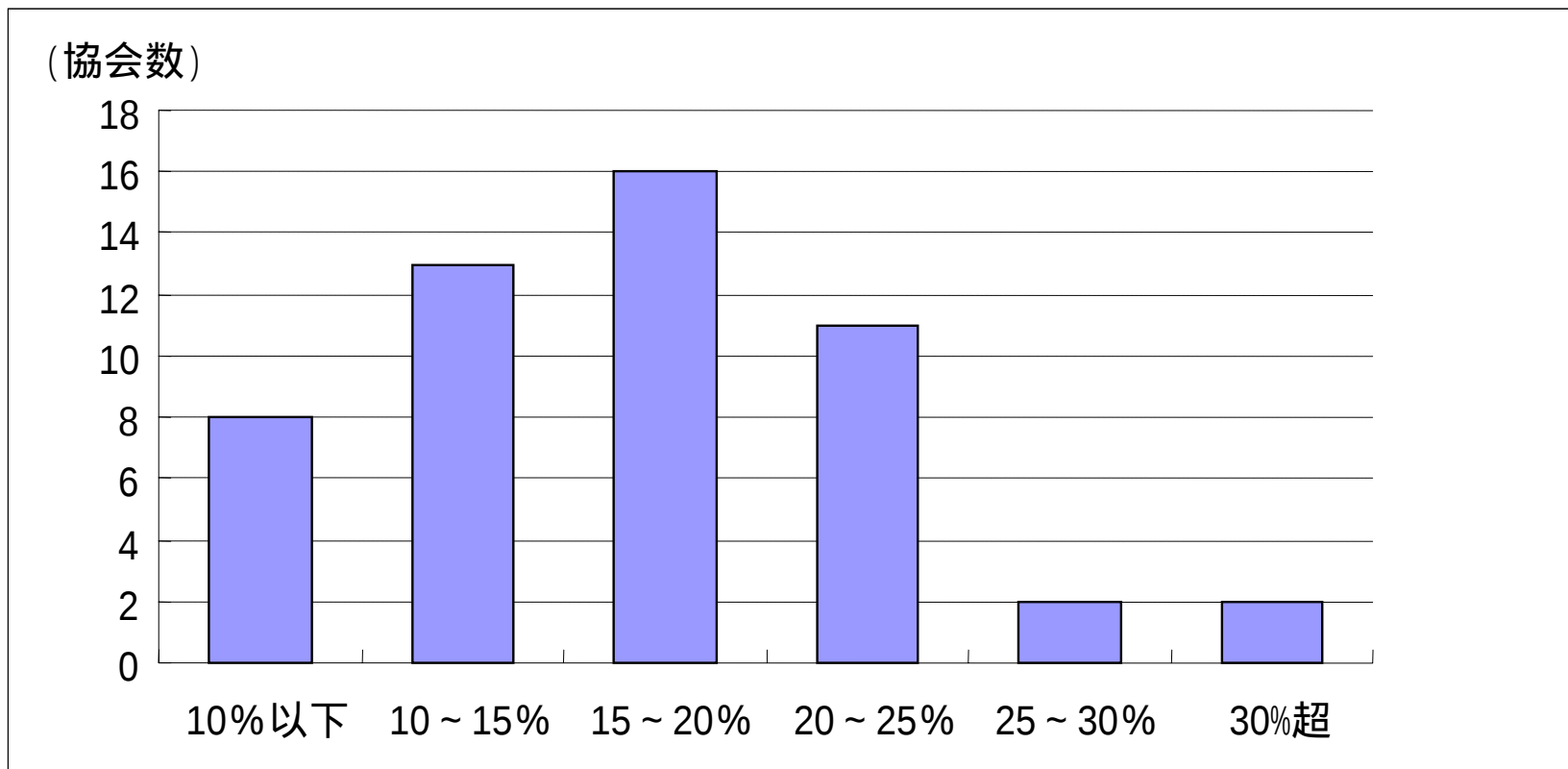
(注) 協会は、上記の他にサービス委託手数料がある。また、16年度の決算数値の関係上、協会分は未確定

協会と協会サービスの回収比較



- ・無担保求償権先で、協会サービサーに回収委託を行った先につき、回収委託前と回収委託後で訪問督促と回収額(連続6ヶ月間)の比較をサンプル調査したもの(同一の債務者群に対して、協会が行った回収と協会サービサーが行った督促訪問の延べ回数と回収実績を比較)。
- ・サンプルは2協会から、それぞれ100債務者を抽出(破産・死亡・遠隔地を除いた後、無作為抽出)。

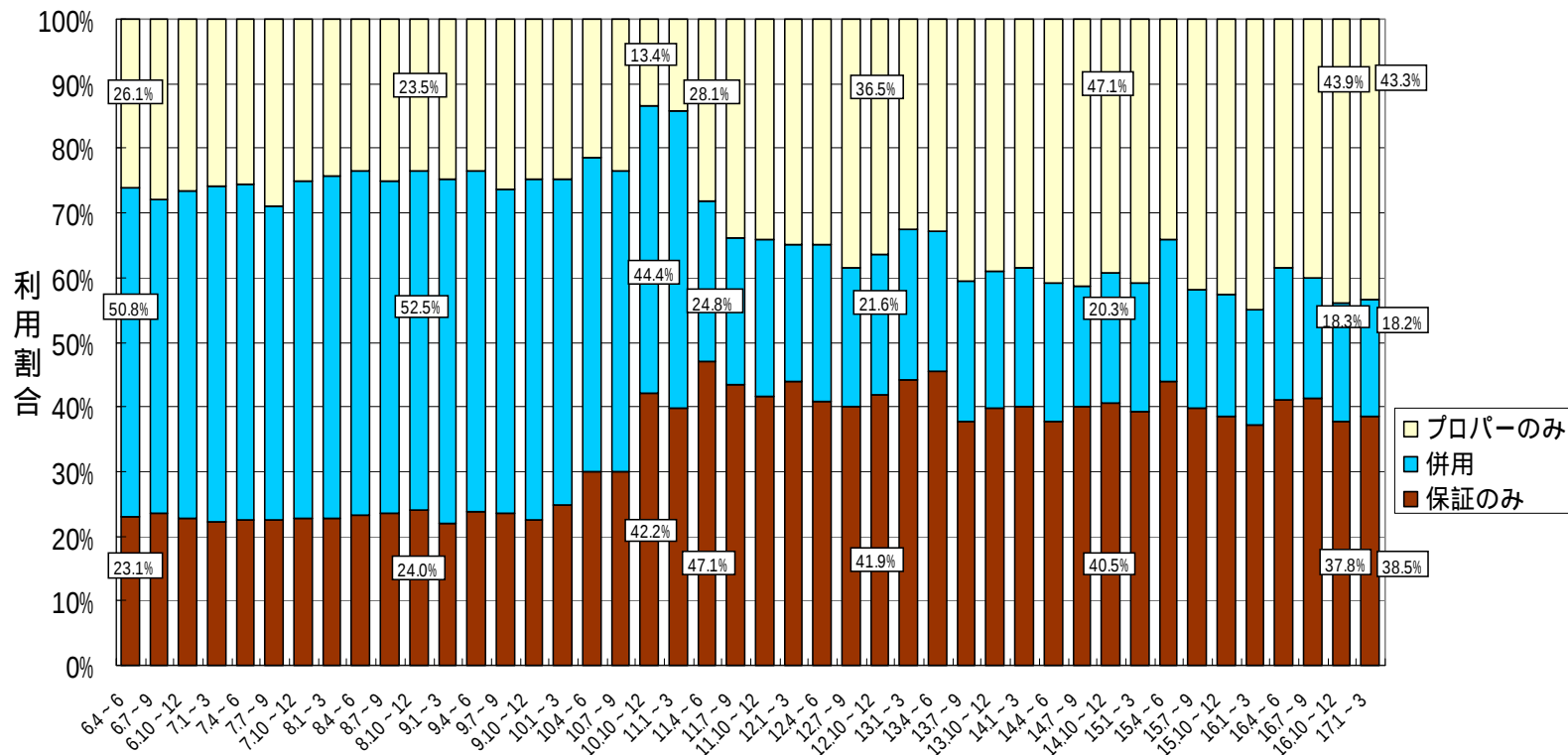
協会求償権に占めるサービサー回収委託の割合



出所：全国信用保証協会連合会のデータから中小企業庁作成。

借入金に対する信用保証付借入の割合

保証協会を利用している中小企業者の 38.5%
 約2/3が保証協会の保証付きだけで借入。 38.5% + 18.2% = 56.7%
 2/3



注: 中小企業1者に対して、当該金融機関がプロパーだけ(保証なし)で融資しているのか、保証付きだけで融資しているのか、併用しているのかについて調査したもの。
 中小公庫が保証先企業に対して行ったアンケート調査によるもの。

適切な責任分担を図るための手法と検証点

【手法】

1. 部分保証

- ・貸出金額の一定割合を保証するもの。【保証金額 = 貸出金額 × 一定割合】

2. 負担金方式

代位弁済額負担方式

代位弁済金額の一定割合を負担金として拠出するもの。【負担金 = 代位弁済額 × 一定割合】

債務残高負担方式

保証債務残高に一定割合(金融機関の事故実績を加味したもの)を乗じた額を負担金として拠出するもの。【負担金 = 保証債務残高 × 一定割合(金融機関の実績加味)】

【検証点】

1. 経営支援等の適正化への効果

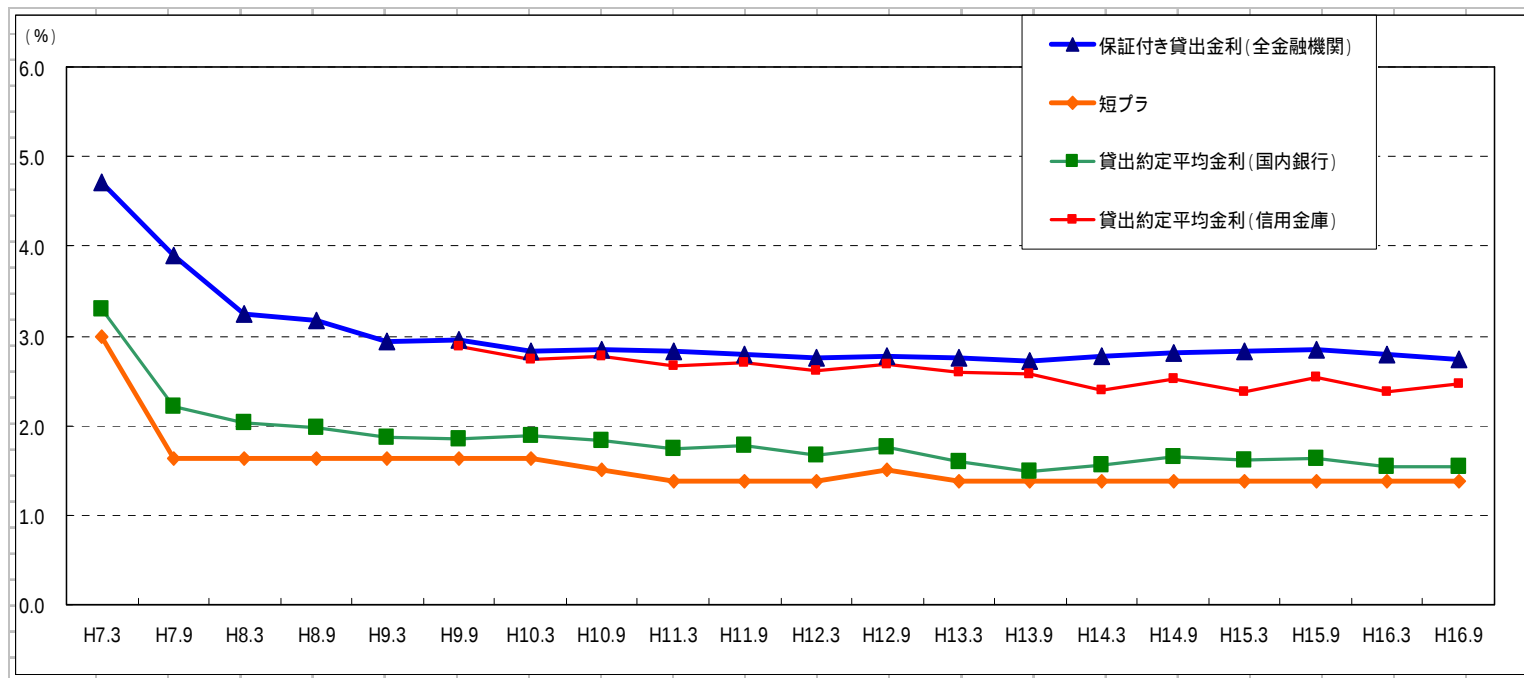
2. 金融機関の負担

- ・債権管理、担保管理について(特に、代位弁済実行後の担保処分や残債の管理)。
- ・制度変更により発生するコストについて(システム変更の有無、これに係る初期投資等)。
- ・BIS規制上の自己資本比率、引当金の計上等について。

3. 中小企業者への影響

保証付融資の金利水準

- ・金利は、一般的には、調達コスト＋事務コスト＋信用コスト等によって、構成されるもの。
- ・保証協会の保証付き融資については、全部保証であるため、信用コストがゼロに等しいにもかかわらず、貸出約定平均金利等より水準が高く、また、案件によって大きな違いがある。



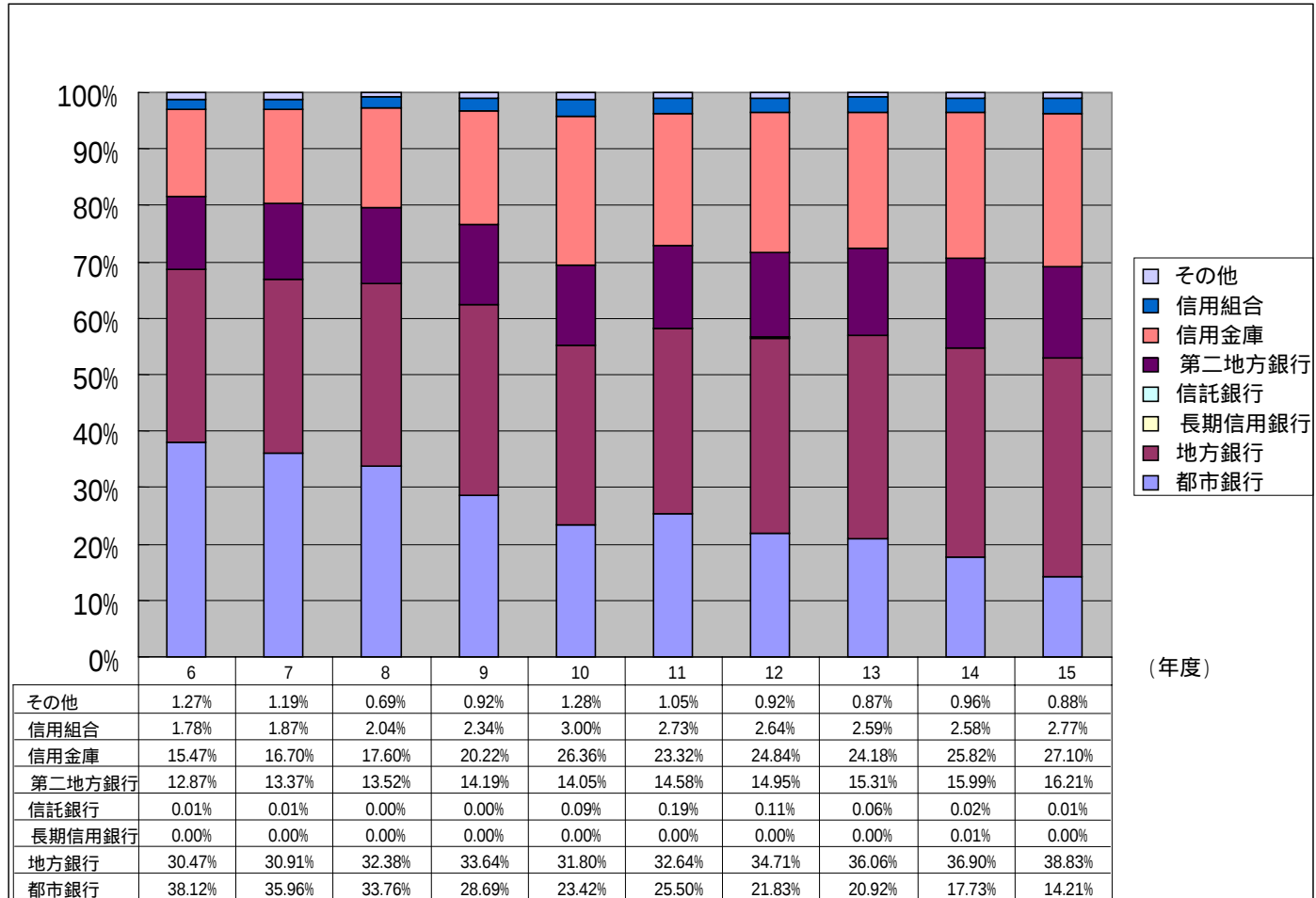
出所：全国信用保証協会連合会「保証付貸出金利調査」

短プラ、貸出金平均約定金利(新規貸出ベース)は、日本銀行金融経済月報による。

(注) 貸出金平均約定金利は、大企業・中堅企業向け貸出も含む。

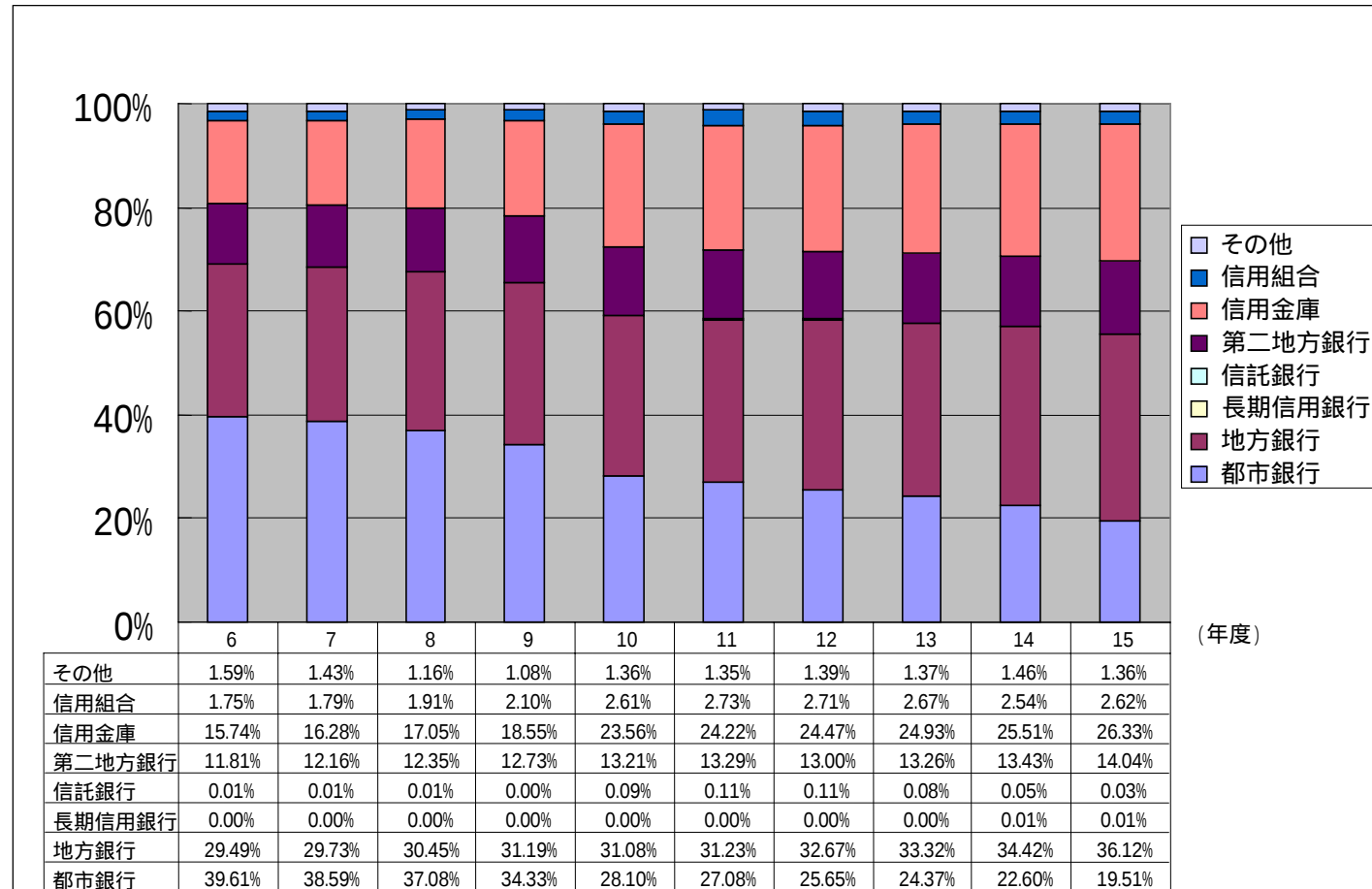
貸出平均約定金利(信用金庫)については、H9.3以前は公表データなし。

金融機関群別保証承諾額シェア



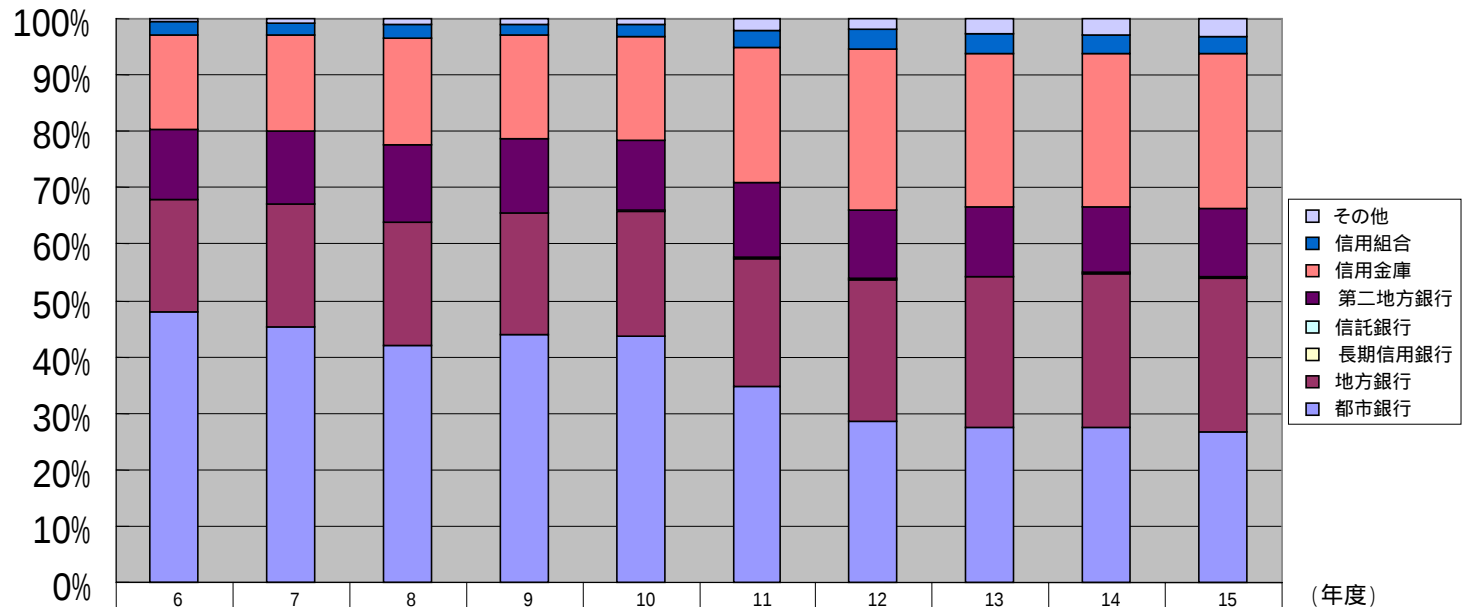
出所: 中小企業金融公庫データより中小企業庁作成

金融機関群別保証債務残高シェア



出所：中小企業金融公庫データより中小企業庁作成

金融機関群別代位弁済額シェア

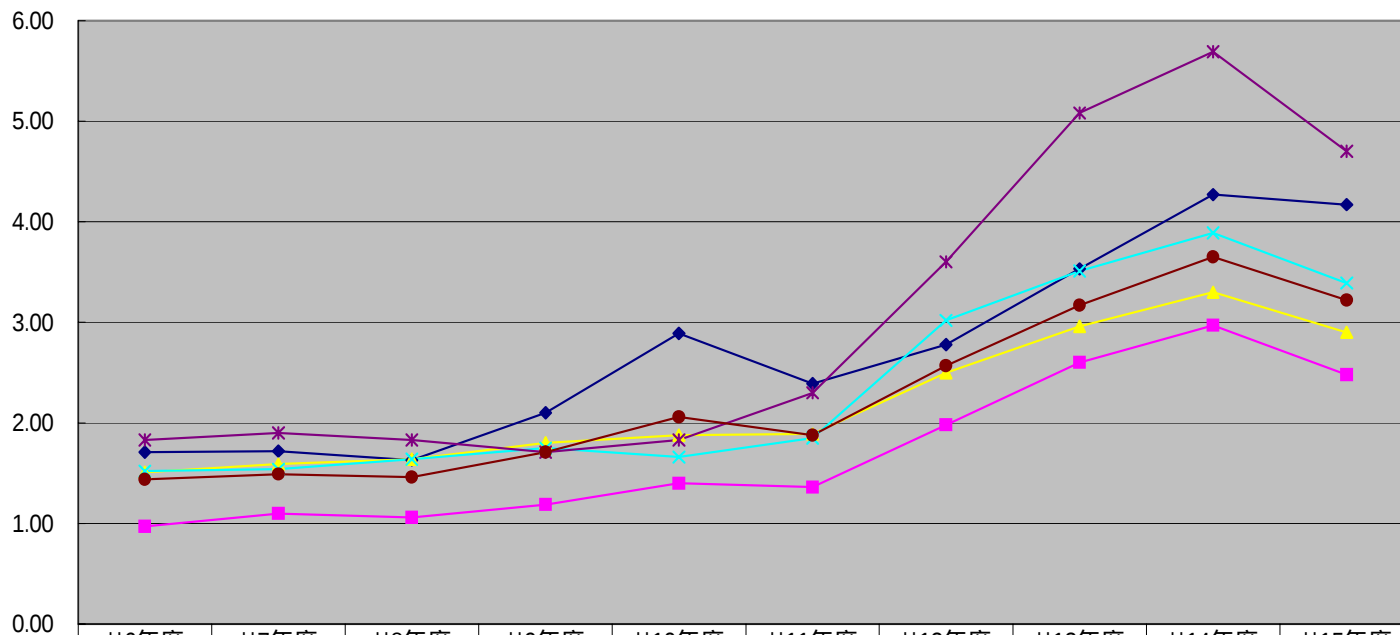


	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
その他	0.65%	0.86%	1.15%	1.00%	1.11%	2.23%	1.79%	2.67%	3.04%	3.21%
信用組合	2.23%	2.21%	2.24%	1.98%	2.09%	3.02%	3.55%	3.55%	3.21%	2.98%
信用金庫	16.79%	16.81%	18.92%	18.37%	18.24%	23.80%	28.72%	27.32%	27.06%	27.50%
第二地方銀行	12.43%	13.01%	13.72%	13.14%	12.60%	13.34%	12.12%	12.16%	11.76%	12.24%
信託銀行	0.01%	0.00%	0.03%	0.01%	0.25%	0.07%	0.06%	0.04%	0.10%	0.04%
長期信用銀行	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%
地方銀行	19.92%	21.80%	21.79%	21.65%	22.06%	22.65%	25.29%	26.79%	27.40%	27.28%
都市銀行	47.96%	45.31%	42.15%	43.86%	43.64%	34.89%	28.48%	27.47%	27.44%	26.76%

出所: 中小企業金融公庫データより中小企業庁作成

金融機関群別代位弁済率の推移

(%)



	H6年度	H7年度	H8年度	H9年度	H10年度	H11年度	H12年度	H13年度	H14年度	H15年度
◆ 都 銀	1.71	1.72	1.63	2.10	2.89	2.39	2.78	3.53	4.27	4.17
■ 地 銀	0.97	1.10	1.06	1.19	1.40	1.36	1.98	2.60	2.97	2.48
▲ 第二地銀	1.51	1.59	1.64	1.80	1.88	1.89	2.50	2.96	3.30	2.90
✧ 信 金	1.52	1.54	1.64	1.75	1.66	1.85	3.02	3.51	3.89	3.39
✱ 信 組	1.83	1.90	1.83	1.71	1.83	2.30	3.60	5.08	5.69	4.70
● 合 計	1.44	1.49	1.46	1.71	2.06	1.88	2.57	3.17	3.65	3.22

出所：全国信用保証協会連合会より中小企業庁作成

リスク審査モデルの活用

リレーションシップバンキングの機能強化に関するアクションプログラム対象の598金融機関（地銀65、第二地銀49、信用金庫303、信用組合181）における実績。

スコアリングモデルを活用した新しい中小企業金融への取組

	地銀	第二地銀	信用金庫	信用組合	計
実施機関数	53	39	120	29	241
構成比	81.5%	79.6%	39.6%	16.0%	40.3%

スコアリングモデルを活用した商品による融資実績

平成15年度実績		平成16年度上期実績		合 計	
件数	金額(億円)	件数	金額(億円)	件数	金額(億円)
132,067	11,403	90,295	8,715	222,362	20,118

出所：金融庁HP「リレーションシップバンキングの機能強化計画の進捗状況（平成15年度～16年度上半期）」による。

諸外国の保証制度

国	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス	イタリア	
実施機関	中小企業庁(SBA) ○ 独立政府機関 ○ 中小企業法に基づき設立	貿易産業省(DTI)所管のSBS	保証銀行等 ○ 各州に原則1行 ○ 根拠法は信用制度法(銀行法に相当)	SOFARIS ○ 中小企業開発銀行(政府系)傘下の株式会社	CONFIDI ○ 全国に数百存在 ○ 民法組合 ○ 相互保証を運営	MCC等 ○ 国の機関との契約に基づきCONFIDI保証の再保証等を実施
保証限度額等	○ 融資限度額: 200万ドル(2億円) ○ 保証限度額: 100万ドル(1億円)	○ 融資額は5,000ポンド(99万円)～25万ポンド(4,965万円)。ただし、業歴2年未満の企業は10万ポンド(1,986万円)以内	○ 保証限度額: 75万ユーロ(1億円)	○ 保証限度額: 75万ユーロ(1億円)(中長期融資の場合) ○ 上記のほか、条件に応じて限度額は異なる。	-	-
保証割合	○ 融資額15万ドル(1,608万円)以下: 85%まで ○ 融資額15万ドル(1,608万円)超: 75%まで	○ 2003年4月1日以後の保証: 75% ○ 2003年4月1日以前の保証: 創業企業及び保証時の業歴2年未満の企業は70%、業歴2年以上の企業は85%	原則として融資額の80%以下 ○ 実際は、保証銀行と金融機関の合意により50～80%の範囲内で設定。平均保証割合71.4%(2001年)	創業期の中小企業向け保証: 70%まで ○ 成長期の中小企業向け保証 原則として50%まで	○ CONFIDIにより異なるが、多くの場合50%。	○ 直接保証60%(低所得地域等80%)まで ○ 再保証: CONFIDI保証の90%まで ○ 共同保証: CONFIDIが20%以上を保証し、これを含めて80%まで。
保証実績	(2004年度) 保証付き融資: 74,825件、125億ドル(1兆3,398億円) * 2004会計年度は2003.10.1 - 2004.9.30	(2002年度) 保証付き融資: 3,916件、269百万ポンド(534億円)	(2003年) ○ 保証承諾: 8億9,210万ユーロ(1,222億円) ○ 保証債務残高: 49億8,966万ユーロ(6,832億円)	(2003年) ○ 保証付き融資: 4,598百万ユーロ(6,296億円)	(1999年) ○ 保証付き融資残高: 11.8兆リラ(7,198億円) * 2001年末のレート: 100リラ=6.1円	(2000年) ○ 保証承諾: 385.3百万ユーロ(528億円)

(注) 円換算レート(2004年10月末、外国為替相場): 1米ドル = 107.18円、1英ポンド = 198.59円、1ユーロ = 136.93円

出所: 中小企業金融公庫資料より中小企業庁が作成

国・地域	カナダ	韓国		台湾	日本	
実施機関	産業省 ○ カナダ中小企業金融法に基づき制度実施	韓国信用保証基金 (KCGF) ○ 韓国信用保証基金法に基づく特殊法人	韓国技術信用保証基金 (KOTEC) ○ 新技術企業金融支援法に基づく特殊法人	中小企業信用保証基金 (SMEG) ○ 民法の規定及び行政院の特別許可に基づく特殊法人	信用保証協会 ○ 信用保証協会法に基づく認可法人	中小企業金融公庫 ○ 中小企業金融公庫法に基づく特殊法人 ○ 信用保証協会の保証の保険を引き受ける
保証 限度額等	○ 融資限度額: 25万カナダドル(2,209万円)	保証限度額: ・一般信用保証; 30億ウォン(3億円)以内 ・特別信用保証; 制度により異なる	保証限度額: 30億ウォン(3億円)。ただし、技術評価センターによる評価等で100億ウォン(10億円)までの保証ができる	○ 保証限度額: 0.4～7,000万台湾ドル(127万円～2億円) ○ 総額で1企業当たり1億台湾ドル(3億円)	○ 保証限度額: 普通保証2億円、無担保保証8,000万円(個人又は会社) ○ 組合につき別途規定あり	○ 付保限度額: 保険種類により異なる(2億円(普通保険)、8,000万円(無担保保険)等) ○ 組合につき別途規定あり
保証割合	○ 85%まで	○ 新規保証: 70%～85% ○ 借換保証: 90%	○ 金融機関、保証の種類、保証先企業の信用度により、70%から90%まで	○ 原則40%～80%(金融機関の保証付き融資に係るパフォーマンス、保証申込み企業の信用力等に応じて適用。	○ 売掛債権担保融資保証等の例外(90%)を除き100%	○ 保険種類により異なる(70%(普通保険)、80%(無担保保険)等)
保証実績	(2002年度) 保証付き融資: 9億5,590万カナダドル(844億円)	(2003年度) ○ 保証承諾: 30兆9,180億ウォン(3兆円) ○ 保証債務残高: 32兆7,340億ウォン(3兆円)	(2003年度) ○ 保証承諾: 13兆4,010億ウォン(1兆円) ○ 保証債務残高: 16兆7,460億ウォン(2兆円)	(2003年) ○ 保証承諾: 2,051億台湾ドル(6,522億円) ○ 保証債務残高: 1,982億台湾ドル(6,303億円)	(2003年度) ○ 保証承諾: 15兆1,965億円 ○ 保証債務残高: 31兆1,022億円	(2003年度) ○ 保険引受: 14兆2,786億円 ○ 保険引受残高: 31兆3,313億円

(注) 円換算レート(2004年10月末、外国為替相場): 1カナダドル = 88.34円、1台湾ドル = 3.18円、韓国100ウォン = 9.70円

保証協会の中期業務計画について

○ 例 1

1. 平成16年度業務計画の重点課題

信用保証協会

部署名：

担当者：

【保証部門】	【期中管理部門】	【その他】
適正保証の推進策（保証債務残高が減少傾向にあるのを抑止する方策、CRDの活用策等） ・新たに拡充強化された県制度を積極的に推進するとともに、セーフティネット保証ほか特定社債保証及び売掛債権担保融資保証制度を推進し、良質な保証先の取り込みを図る。 ・CRDのスコアを利用した保証システムを本格導入し、保証審査の効率化を図る。企業評価の標準化と審査スピードアップで、利用者の満足度の向上を図る。 ・「<u> </u>中小企業金融対策会議(仮称)」を新設。金融機関との情報交換、連携強化を図る。 地域再生支援協議会との連携強化策 ・再生支援協議会案件に対する専任担当者を設け連携を密にするとともに、4月から創設された再生支援協議会支援企業を対象とする県制度の活用を積極的に行なう。	期中管理の強化策 ・早期実態把握の強化 ・再生支援のため金融機関と協調して条件変更等調整策を積極的に行なう。 ・資産調査を徹底し法的手続きによる債権保全を強化する。 【回収部門】 回収の促進策 ・金融機関等への定期的な担保物件情報の提供（オートファスの利用） ・回収方針「リビング」の定期的実施 ・回収支援システムの活用による管理強化 ・預金口座引落しの推進と新たにコンビニの導入による定期回収額のさらなる底上げ ・弁護士・司法書士・調査機関等の積極的活用による法的請求の強化 回収体制の整備等（サビサーの具体的活用策等） ・専任制による、未入金先、休眠先求償権の掘り起こしの強化 ・サビサーへの積極的委託による効率的な管理督促を行なう。	資金繰り円滑化借換保証制度の動向 ・金融安定化特別保証制度の同額借換（借換保証・要綱）保証承諾額の借換保証における構成比は、上期 21.1%に対し、下期 4.8%と16.3ポイントも低下。次年度は、借換元となる特別保証の残高減少と併せ、その構成比は1～2%程度の僅かな数値で収束するものと思われる。 ・上記状況と合わせて、借換保証需要については、ほぼ一巡していると考えられ、借換保証の利用率も鈍化すると思われる。 セーフティネット保証の動向 ・セーフティネット保証の利用は全体の24%と構成比が最も高い。借換保証は、その半分以上がセーフティネット保証の利用であることから、借換保証の減少に連動して、セーフティネット保証も減少傾向は続くが、低保証料率制度としての認知度・人気度は高く、その構成比は20%内外で推移し、制度別では最も高い構成比を維持するものと思われる。 保険料引き上げに伴う保証料引き上げの影響 ・直接的に保証料引き上げによる保証離れの動きはないものの、優良企業への保証付融資推進には障害となっている。 ・セーフティネット保証等保証料率の低い制度の利用が多く見受けられる。

○ 例 2

1. 平成16年度業務計画の重点課題

信用保証協会

部署名：

担当者：

【保証部門】	【期中管理部門】	【その他】
適正保証の推進策（保証債務残高が減少傾向にあるのを抑止する方策、C R Dの活用策等） ○セーフティネット保証及び資金繰り円滑化借換保証並びに金融円滑化特別対策事業の推進 ○中小企業関係団体との連携、金融機関との密接な情報交換と提携商品の推進、小規模企業者に対する積極的な保証推進による保証浸透度の向上 ○リレーションシップバンキングに取組む地域金融機関との連携による保証推進 ○ニーズにあった新商品の開発及び既往制度の見直し、過度の担保や第三者保証人に依存しない審査、中小企業者ニーズの把握による各種制度の活用等新しい中小企業金融への取組みの強化 ○保証業務の適正かつ円滑な運営のため、金融機関別業務懇談会・移動相談会・勉強会の継続 ○C R Dの活用により、迅速かつ的確な審査を行い業務の効率化を図る 地域再生支援協議会との連携強化策 ○期中管理機能の強化を図り、関係各機関と連携し、早期事業再生を支援する ○経営相談・指導相談機能を強化し、金融機関と一体となった指導・相談体制を構築する	期中管理の強化策 ○条件変更を積極的に活用し、延滞先の再生支援を行い代位弁済の低減に努める ○期中管理先の状況を把握し、的確な指導を行うため、引続き金融機関訪問と常同管理を行う 【回収部門】 回収の促進策 ○無担保債権の面談交渉の推進 ○有担保債権の物件売却促進 ○新規代位弁済の早期回収 ○定期回収入金管理の徹底 ○時間外督促の実施 回収体制の整備等（サービスの具体的活用策等） ○求償権分類により、無担保・長期延滞債権等をサービスへ委託し、効率的な回収を図る ○民間調査機関の活用による県外居住者等の調査をもとに督促を行う	資金繰り円滑化借換保証制度の動向 ○依然として需要は大きく、積極的な保証対応を行うことにより、県内中小企業者の金融の円滑化に最大限の努力を行う セーフティネット保証の動向 ○依然として需要は大きく、積極的な保証対応を行うことにより、県内中小企業者の金融の円滑化に最大限の努力を行う 保険料引き上げに伴う保証料引き上げの影響 ○保証料については、引上げよりも市場金利に連動するものとの思いから、金利に比べ、割高感を指摘する意見が多く、より簡易に、迅速に、踏み込んで、ニーズにマッチした保証で応える最大限の努力を行う。